

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。  
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。



**Australian Government**

**Department of Foreign Affairs and Trade**

# **DFAT COUNTRY INFORMATION REPORT BANGLADESH**

2 February 2018

## 目次

用語集.....	1
<b>2. 背景情報.....</b>	<b>3</b>
近年の歴史.....	3
人口統計.....	4
経済概観.....	4
政治制度.....	7
人権の枠組み.....	7
治安情勢.....	9
<b>3. 難民条約に基づく申請.....</b>	<b>10</b>
人種/国籍.....	10
宗教.....	14
政治的意見（実際又は帰属）.....	22
利害関係集団.....	26
<b>4. 補完的形態の保護を求める申請.....</b>	<b>36</b>
生命の恣意的な剥奪.....	36
死刑.....	37
拷問及び残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰.....	38
<b>5. その他の検討事項.....</b>	<b>40</b>
国家の保護.....	40
国内移住.....	44
帰還者の取扱い.....	44
文書.....	45

## 略語集

AL Awami League

ASK Ain o Salish Kendra (Human Rights NGO)

BCL Bangladesh Chhatra League (the Awami League' s student wing)

BNP Bangladesh National Party

BRIS Birth Registration Information System

BTRC Bangladesh Telecommunication Regulatory Commission

CHT Chittagong Hill Tracts

CSO Civil Society Organisation

HRW Human Rights Watch

ICT Act Information and Communication Technology Act

ICT International Crimes Tribunal

JI Jamaat-e-Islami

LGBTI Lesbian, gay, bisexual, transgender, intersex

NHRC National Human Rights Commission

NIC National Identity Card

PMV Politically motivated violence

RAB Rapid Action Battalion

## 用語集

ヒジュラ ( <i>Hijras</i> )	男性から女性へ性転換した人々
マドラサ ( <i>Madrassas</i> )	イスラム神学校
シャリーア ( <i>Sharia</i> )	イスラム法

## 本報告書で使用する用語

高リスク（リスクが高い）：DFATは事案が強いパターン性を示して発生していることを認識している。

中リスク（リスクが中程度である）：DFATは行動パターンの存在を示唆できるほど十分な件数の事案が発生していることを認識している。

低リスク（リスクが低い）：DFATは事案が発生していることを認識しているが、事件がパターン化していると結論づけられるほど十分な証拠を有していない。

## 公的差別

1. 社会の他のセクションのメンバーであれば利用できる国家の保護又はサービスについて、特定の集団が利用するのを妨げるためにその特定集団に適用される法律上又は規則上の措置（例として、個人登録文書又は身分証明書を取得する際の困難さ、文書を承認してもらう際の困難さ、恣意的な逮捕及び勾留を挙げることができるが、これらに限定されない）
2. 国家従業員が特定の集団に向けて取る行動であって、社会の他のセクションのメンバーであれば利用できる国家の保護又はサービスを妨げるような行為（特定の集団に対し、法的又は行政的措置を実施しないなど）

## 社会的差別

1. 社会の他のセクションのメンバーであれば通常利用できるような財又はサービスについて、特定の集団が利用するのを妨げる社会の構成員（家族、雇用主又はサービス提供者を含む）の行動（例として、不動産の賃貸の拒否、財若しくはサービスの販売の拒否又は雇用差別を挙げることができるが、これらに限定されない）
2. 社会の構成員（家族、雇用主又はサービス提供者を含む）による村八分又は排斥行為

## 1. 目的とねらい

1.1 この国情報告書は、外務貿易省（DFAT）が保護状況を決定することのみを目的として作成したものです。この報告書は作成時点における DFAT の最善の判断と評価を提供していますが、バングラデシュに関するオーストラリア政府の方針とは異なります。

1.2 この報告書は、包括的な国の概要ではなく一般的なものを提供しています。これは、現在の取り扱い事案を評価するためにオーストラリアにおける意思決定者に提供され、保護ビザの個別申請を参照することなく作成されています。この報告書には、意思決定者のための政策ガイダンスは含まれていません。

1.3 1958 年移民法 499 条に基づく 2013 年 6 月 21 日の閣僚級指針第 56 号は、以下のとおり述べています。

外務貿易省が保護状態決定プロセスのために明示的に国家情報評価を作成し、意思決定者がその評価を利用可能である場合、意思決定者は、その決定を行う際にその評価を考慮する必要がある。しかし、意思決定者は、国家情報に関する他の関連情報を検討することを妨げられているわけではない。

1.4 この報告書は、バングラデシュにおける DFAT の現場の知識と様々な情報源の考察に基づいています。この報告は、*US State Department, World Bank, Transparency International, Human Rights Watch, Freedom House, Reporters Without Borders, the Committee to Protect Journalists, UN agencies* ,そして他の信頼できるニュースソースからの報告を含む、信頼できる関連公開情報を考慮しています。DFAT が報告書または主張の特定の出所を参照していない場合、これは出所を保護するためのものである可能性があります。

1.5 この更新された国別情報レポートは、2016 年 7 月 5 日に発行された以前のバングラデシュに関する DFAT レポートに代わるものです。

## 2. 背景情報

### 近年の歴史

2.1 バングラデシュの現在の国境は、英国が英領インドの領土を独立国家としてのインドとパキスタンに分割した1947年に確立された。また、パキスタン自体も地理的に分割された。すなわち、インド亜大陸の西部にあってイスラム教徒が多数派を占める地域は西パキスタンを形成し、東部（主としてベンガル州）にあってイスラム教徒が多数派を占める地域は、東パキスタンを形成した。英領インドが分割された結果、宗教ラインに沿って大規模な人口移動が行われた。数百万人のヒンズー教徒はインドに移住する一方、数百万人のイスラム教徒は新たに建国された東及び西パキスタンに移動した。

2.2 パキスタンが独立した直後、パキスタン政府がウルドゥー（Urdu）語を唯一の国語にすると宣言した時点で、民族主義者によるベンガル抵抗運動が東パキスタンで始まった。広範に亘る抗議行動により1956年にはベンガル語に公用語としての地位が与えられたにもかかわらず、東パキスタンは特に西パキスタンよりも多くの人口を抱えていたため、西パキスタンがその文化と経済を支配する状況を不快に思い続けていた。

2.3 東西パキスタン間の緊張関係は、1970年の国政選挙において東パキスタンのアワミ連盟（AL：Awami League）が過半数の議席を獲得したにもかかわらず、ALが政権を樹立する事を当時の政権が禁止した際、頂点に達した。この決定が火付け役となって、多数の市民が不服従の意思を示し、東パキスタンの独立を要求するようになり、その後、西パキスタンが率いる軍による弾圧、内戦へと進んでいった。紛争が9か月間続き、最終局面の数週間ではインド軍が支援に入った後、ベンガル抵抗運動は1971年12月16日にパキスタン軍とその国内同盟勢力、特にジャマアテ・イスラミ（JI：Jamaat-e-Islami）に対する勝利を確実にした。バングラデシュの公的情報筋は「自由戦争（Liberation War）」中に300万人もの人々が死亡したと主張しているものの、独立情報筋は死亡者が30~120万人であったと推定している。

2.4 バングラデシュは独立以来、大きな政治的、社会的及び経済的变化を経験してきている。一連の軍事クーデターにより、1970年代の大半及び1980年代に軍政が敷かれた。その後、市民による一連の大規模な民主主義運動が展開された結果、1991年には議会民主主義が確立された。バングラデシュ経済は1990年代以降着実に成長を遂げ、多数のバングラデシュ人を貧困から脱出させてきた。

2.5 バングラデシュは引き続き多数の課題に直面している。2大政党間の熾烈な対立関係、イスラム教徒と世俗主義者との間の緊張関係の高まり及び政治色をますます濃くする国家機関は全て、バングラデシュが民主主義国家として発展していく際の課題となっている。こうした課題に起因して、政治的動機に基づく暴力のレベルが高まり、宗教的少数派と世俗主義者を標的にした過激派活動が激化している。オブザーバーは、2018年の終わり又は2019

年の初めに国政選挙が行われるものと見込んでいる。

## 人口統計

2.6 世界銀行の推定によると、バングラデシュは総人口が1億6,100万人であり、年間人口増加率は1.2パーセントとなっている。バングラデシュは世界で人口密度が最も高い国の一つであり、1平方キロメートル当たり1,236.8人が住んでいる。バングラデシュ人のおよそ3分の2は、農村地域、特にヒマラヤ山脈に源を発する大河が流れ込み、氾濫に見舞われやすいデルタ地帯で生活している。首都のダッカ（Dhaka）は大都市であり、推定人口は1,760万人である。

2.7 バングラデシュは同質性が極めて高い社会である。総人口の98パーセントは民族的にも言語学的にもベンガル人である。残りの方々には主に先住民族（又は「部族」）であり、その大半がバングラデシュ北部又は東南部のチッタゴン丘陵地帯（CHT：Chittagong Hill Tracts）に住むおよそ54の異なる民族集団である。

## 経済概観

2.8 世界銀行はバングラデシュを低中所得国に分類している。バングラデシュは2016年の国連人間開発指数（UN Human Development Index）で188か国中139位にランク付けされた。バングラデシュ経済は1990年代中頃から年率5~6パーセントの伸びで持続的に成長を遂げてきており、2016年には伸び率が7.1パーセントにまで加速した。バングラデシュ経済はグローバル金融危機が発生した際も、国内経済が受ける悪影響を最低限度に抑えて乗り切った。エコノミストは中期的に見て安定した成長が見込めると予想している。

2.9 労働力参加者の大半は、様々なセクターの非公式及び低所得労働に従事している。労働力のわずか22パーセントのみが公式労働に携わっているに過ぎない。バングラデシュGDPの50パーセント以上を生み出しているのはサービス部門であるが、バングラデシュ全労働者のおよそ半数は農業部門で雇用されており、コメは最も重要な生産物である。衣類の輸出高は、2016年に総輸出高の80パーセント以上を占めた。海外、特に中東で働くバングラデシュ人からの送金は、国内経済に大きく貢献している。バングラデシュは2016年に送金額として136億米ドルを受け取っている。この金額は前年の受取額153億米ドルから減少している。これは、主に国際原油価格が下落したためである。

2.10 多数のバングラデシュ人が依然として経済的に恵まれない状況に置かれているものの、バングラデシュが持続的な経済成長を遂げているため、極貧状態を緩和する上で著しい進展が見られている。1日当たり1.90米ドル未満で生き延びているバングラデシュ人の比率は、1991年の44.2パーセントから2010年には18.5パーセント（2,050万人に相当）に低下した。世界銀行は2016年10月、2015~16年の貧困率はさらに12.9パーセントにまで低下していると報告した。

2.11 持続的な経済成長を遂げていることで、エネルギーと輸送に対する需要が高まっている他、都市化も加速されている。世界銀行は、バングラデシュは成長レベルを維持するため、緊急に構造改革を実施し、人的資本への投資を拡大し、労働力への女性参加率（2015年では、男性が81パーセントであったのに対し、女性は43.1パーセントであった）を高め、グローバルなバリューチェーンの統合、改善を通じて生産性を向上させることが望ましいと勧告している。重要な優先課題は、毎年労働市場に参入してくる210万人の若いバングラデシュ人のために新たな職を創出することである。

2.12 また、バングラデシュは気候変動の影響により悪化している自然災害がもたらす深刻な経済課題にも直面している。バングラデシュは、その地理的位置、土地の特徴、河川の多様性及びモンスーン気候により、天災（洪水、サイクロン、高潮、川岸崩壊、地震、旱魃、塩分侵入、火災、津波など）の悪影響を非常に受けやすい。世界資源研究所（World Resources Institute）は、河川氾濫により平年でバングラデシュGDPの4.75パーセント（54億米ドル）が影響を受けていると推定している。特に、2017年8月に発生した深刻な洪水で、国のおよそ3分の1が冠水し、73万戸以上の家屋が破壊され、160万エーカーに及ぶ作付け用地が損壊した。

2.13 経済課題（低所得水準の状況、不十分な経済機会を含む）が解決されていないことがバングラデシュからの移住を促進する要因として働いているとDFATは評価している。

## 医療

2.14 バングラデシュにおける健康指標の一部はこの10年間で大きく改善した。平均寿命は2005年の68歳から2015年には72歳に伸びた。乳幼児死亡率は2006年の出生1,000人当たり48人から2015年には24人に減少した。また、5歳未満の乳幼児死亡率は2006年の出生1,000人当たり63人から2015年には38人に減少した。このような改善が見られたにもかかわらず、バングラデシュの栄養失調率は世界で最も高いレベルにとどまっている。バングラデシュ女性の50パーセントは栄養リスクに晒されていると考えられており、5歳未満児童のおよそ3分の1は体重不足である。官民組織で設定している健康状態の標準は、国際基準に照らして低い。家庭は医療費の大半を自ら負担している。

2.15 相当なニーズがあるにもかかわらず、バングラデシュには精神衛生面の不調で悩んでいる人々が利用できる支援サービスはほとんどなく、また、精神衛生を所管する特別な当局がない。精神病を届出る行為には相当な社会的烙印が伴う。麻薬中毒も社会問題として大きくなりつつあり、バングラデシュにおける麻薬常習者の大半は「ヤバ（yaba）」（メタンフェタミンやカフェインを混ぜて錠剤にした合成麻薬）を口又は鼻から吸い込んでいる。麻薬管理局（Department of Narcotic Control）は2014年、麻薬常習者のおよそ90パーセントは40歳未満であると推定した。CNNはバングラデシュにおける麻薬利用の実態について2017年に報道し、全国には国営の薬物治療・リハビリセンターが5か所と民間施設が



68か所あると伝えた。

## 教育

2.16 憲法は、1990年の初等教育（必修）法（*Primary Education (Compulsory) Act*）に基づき履修を義務付ける無料かつ普遍的な初等教育を規定している。バングラデシュでは、児童の大半が初等教育の全課程を修了する。また、バングラデシュは、初等及び中等教育の入学に関して概ね男女平等を達成している。しかしながら、教育の質は悪い。世界経済フォーラム（World Economic Forum）の2016~17年の国際競争力指標で、バングラデシュは初等教育の質に関して138か国中109位、教育制度全体の質に関して84位にそれぞれランク付けされている。

2.17 UNICEFによると、バングラデシュにおける教育制度の課題は常習的欠席（特に男児）、暗記学習の重視、過密状態にある学校、質の高い教師が不足している状況に関係している。政府は初等教育を受ける年齢に達した児童の入学率を高める上で著しい進展を遂げているものの、働いている児童、障害児童、先住民族の児童、また、遠隔地に住む人々や極貧状態で生活する人々など社会的弱者集団にとって、教育の利用は依然として困難な課題となっている。

## 汚職

2.18 バングラデシュは、2005年の国連腐敗防止条約（*UN Convention Against Corruption*）の締約国である。刑事訴訟法（Code of Criminal Procedure）、1947年の腐敗防止法（*Prevention of Corruption Act*）、刑法（Penal Code）の複数の条項及び2012年のマネーロンダリング防止法（*Money Laundering Prevention Act*）は全て、汚職と闘うための法的枠組みを提供している。2004年の腐敗防止委員会法（*Anti-Corruption Commission Act*）に基づき設置された汚職防止委員会（Anti-Corruption Commission）は汚職疑惑を調査し、訴訟を提起する他、汚職に対する公衆の意識啓発を推進する責任を負う。

2.19 このような憲法上の保護があるにもかかわらず、主要な評価（ランク付け）機関は全て、いつも決まってバングラデシュを世界で最も腐敗した国々の一つに位置付けている。たとえば、トランスペアレンシー・インターナショナル（Transparency International）は2016年の腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index）でバングラデシュを176か国中145位にランク付けした。腐敗は社会のあらゆるレベルでまん延しており、特に司法制度、警察及び行政機関に広く行き渡っている。これらの部門に勤務する従業員の給与が低いため、その所得を補完するために、便宜を図る見返りとして金銭の支払いを要求することが頻繁に行われている。腐敗防止法の執行状況は不十分であり、汚職で訴追することは稀である。

## 政治制度

2.20 バングラデシュは議会制民主主義の国である。一院制の国民議会（National Parliament）議員職、及び概して儀式的な大統領職はいずれも任期が5年である。議会は350議席で構成されている。このうち、300議席は直接選挙により選出され、残りの50議席は各政党が選出された議席割合に基づいて推薦する女性メンバー向けに留保されている。大統領は議会の単純過半数により選出され、3分の2以上の多数で弾劾することができる。議会の単純過半数が賛成すれば法律は可決されるが、憲法を改正する場合は3分の2以上の多数が必要である。実際には、バングラデシュではアワミ連盟（AL）が率いる連合政党とバングラデシュ民族主義党（BNP : Bangladesh National Party）が率いる連合政党が交代で政権を担当する二大政党制を採用している。

2.21 バングラデシュの政治制度は、高いレベルで中央集権化された行政管理により特徴付けられる。憲法第55条は全ての行政権限を内閣ではなく首相に付与している。また、首相は閣僚又は選挙で選出された他の職員よりも選挙で選出されていないアドバイザーの方に大きく依存している。首相室に権限を集中させる体制は、政党の同盟関係の如何を問わずバングラデシュにおける全ての政府の特徴となっている。

2.22 選挙委員会（Electoral Commission）は選挙を監督する。バングラデシュで行われる選挙は必ずしも自由、公正かつ包摂的であるとは限らないが、政権が定期的に交代することで、選挙プロセスに一定の正当性が付与されるようになっている。欧州連合の選挙監視団（Election Observation Mission）によると、当局は2014年の国政選挙において透明性を確保し、包摂的で信頼できる選挙を実施するために必要な条件を設定しなかった。BNPはこの選挙をボイコットしたため、ALが234議席（うち153議席は未改選）を獲得して地滑りの勝利を収めた。その他、ジャティヤ（Jatiya）党（国民党）が34議席、独立系が13議席をそれぞれ獲得したが、残りの19議席は複数の少数派政党の間で占められた。BNPの候補者は2015年12月以降、地方自治体と協議会の選挙で競争している。大半のオブザーバーは、BNPが2018年の終わり又は2019年の初めに行われる次の国政選挙に参加するものと見込んでいる。

## 人権の枠組み

2.23 バングラデシュは、1984年の拷問及び他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（*Convention Against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment*）、1966年の市民的及び政治的権利に関する国際規約（*International Covenant on Civil and Political Rights*）、1966年のあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（*Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination*）、1999年の女性に対するあらゆる形態の暴力の撤廃に関する条約（*Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against*

*Women*)、1989年の児童の権利に関する条約 (*Convention on the Rights of the Child*)、2006年の障害者の権利に関する条約 (*Convention on the Rights of Persons With Disabilities*)及び1966年の経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (*International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights*) の締約国である。

2.24 バングラデシュ憲法は市民に基本的権利を保証している。基本的権利の中には、法の前での平等と法の保護を受ける権利 (第27条)、生命及び個人の自由に対する権利 (第32条)、宗教、人種、カースト (世襲階級)、性別又は出生地に基づく差別からの自由 (第28条)、宗教の自由 (第41条)、移動の自由 (第36条)、集会の自由 (第37条)、結社の自由 (第38条)、思想、良心及び言論の自由 (第39条)、専門的職業及び職業の自由 (第40条) が含まれている。憲法は、政治的理由に基づく差別から市民を保護しない。

2.25 法務省 (Law Ministry) は現在、差別撤廃法 (Elimination of Discrimination Act) の最新草案を検証中である。伝えられるところによると、差別撤廃法案は差別から保護するための根拠を拡大しようとしており、また、刑罰が科される犯罪とみなされる差別行為の包括的リストを提供する。議会がこの法案をいつ審議するのかは不明である。

## 国家人権機関

2.26 バングラデシュの国家人権委員会 (NHRC : National Human Rights Commission) は2009年の国家人権委員会法 (*National Human Rights Commission Act*) に基づき設置された。NHRCの主要な焦点は公教育と人権擁護である。大統領は与党の7人の指導者で構成される委員会の勧告に基づきNHRCのメンバーを任命する。財務省 (Finance Ministry) は法務・司法省 (Ministry of Law and Justice) を通じてNHRCに財源を割り振る。政府のその他複数の省が憲法とこれに対応する法律に従って人権を保護する責任を負う。

2.27 NHRCは個人、公務員、政府機関、団体及び国家が犯す人権侵害に関する疑惑を調査する責任を負う。しかしながら、NHRCはバングラデシュ警察を含む「懲戒部隊」に対する苦情を調査する管轄権を有していない。NHRCに付託される事案の4分の3以上が法執行職員に対するものであり、NHRCはこれらの事案を内務省 (Ministry for Home Affairs) に付託しなければならない。

2.28 2015年3月、「人権の促進と保護のための国際調整委員会 (International Coordinating Committee of National Institutions for the Promotion and Protection of Human Rights)」は NHRCに「B」格付けを付与した。この格付けは、NHRCが十分な自律性と適切な調査権限を有していないため、「国内人権機関の地位に関するパリ原則 (Paris Principles relating to the Status of National Institutions)」を十分に遵守していないことを示している。NHRCは自律性を欠き、執行権限も制限されていることから、市民の権利を侵害した国家当局の責任を問う能力が損なわれているとDFATは評価している。

## 治安情勢

2.29 バングラデシュの治安情勢は変動しやすく、兆候をほとんど示すことなく急速に悪化する可能性がある。治安を脅かす要因として、特に2018年の終わり又は2019年の初めに予定されている次回国政選挙の前に発生する政治的動機に基づく暴力（政治的動機に基づく暴力（PMV）を参照）、イスラム過激派集団によるテロ攻撃、犯罪的暴力、チッタゴン丘陵地帯（CHT）で先住民群とベンガル人入植者が土地の所有権や利用を巡って散発的に繰り広げる衝突（先住民-チッタゴン丘陵地帯（CHT）を参照）などを挙げることができる。バングラデシュ当局は、2017年にミャンマーのラカイン州（Rakhine State）から大量のロヒンギャ難民がバングラデシュに流入した（ロヒンギャと自認する人々を参照）ため、コックスバザール（Cox's Bazar）地区に新たな脅威（コミュニティ間暴力、密入国、麻薬密売、人身売買、急進化など）がもたらされるのではないかと懸念を表明している。

2.30 バングラデシュの歴代政権は、政府や市民を幅広く標的にしてテロ暴力に訴えるイスラム過激派集団への対処という困難に直面してきた。当局はこれらの攻撃に対応するのに強硬アプローチを取ってきた。この中には、重要な過激派集団をテロ組織に指定して活動を禁じ、また、数百人の戦闘員を逮捕する活動が含まれている。国内外の人権団体は、過激派集団に対する治安活動により、超法規的殺害が頻繁に発生する結果を招いていると報告している（超法規的殺害を参照）。

2.31 2013年1月から2016年中頃にかけて国内の過激派集団（テロ組織の「イスラム国」と同盟関係を結んでいると主張する集団を含む）が全国で波状攻撃を展開したため、多数の死傷者が出た。その大半が性格的に小規模で行われるこれらの攻撃は、外国人、宗教的少数派、そして保守的なイスラム教徒の価値を脅かすと認識される集団（人権及びLGBTI活動家、著述家、ブロガー、出版者（関係する各セクションを参照）など）を標的にした。最も深刻な襲撃は、2016年7月にダッカの富裕地域内にあるレストランで起きた人質テロ事件であった。この事件で警察官2人と人質20人（大半が外国人）が死亡した。バングラデシュ当局はこの襲撃に対応して大規模な反テロ作戦を展開した。これらのテロ作戦により過激派集団の能力は削がれたが、更なる襲撃が起きるリスクを排除するまでには至っていないとDFATは評価している。

## 3. 難民条約に基づく申請

### 人種/国籍

3.1 人口統計の項で記述した通り、バングラデシュ人のおよそ98パーセントが民族的にも言語学的にもベンガル人である。憲法第23条第(a)項は、先住民を含む少数派民族の文化及び伝統の保護と発展について規定している。

### 先住民—チッタゴン丘陵地帯 (CHT)

3.2 少なくとも27の異なる先住民群が国内南東部にあるチッタゴン丘陵地帯 (CHT) に住んでいる。これらの集団に属する住民は多数派を占めるベンガル人と容貌（ベンガル人よりもミャンマーとインド北東部に住む人々の方に酷似している）、文化、社会組織及び宗教が異なる。住民の大半は仏教徒であるが、キリスト教徒の数も増えつつある。その他、イスラム教徒、ヒンズー教徒、精霊信仰者もいる。これらの集団は独自の言語を持っているが、大半はベンガル語も話す。

3.3 CHTにベンガル人入植者が大量に移住してきたことで先住民が社会の隅に追いやられ、国内避難を余儀なくされたことから、地元住民の不満が高まり、これが動機となって1977年から1997年までCHTで低いレベルの反政府活動が起きた。地元情報筋は、この反乱が起きている間、治安部隊が恣意的な勾留、拷問、超法規的殺害など深刻な人権侵害を犯したと主張している。また、この反政府活動が国内外への避難を招くことになり、最大で7万人に及ぶ先住民が越境してインドへ逃れた。1997年に政府と部族代表の間でCHT和平協定 (CHT Peace Accord) が締結された結果、反政府活動は正式に終焉した。

3.4 CHT和平協定の条件に基づき、CHT は非武装化されることになり、また、土地紛争問題に対処するために土地委員会 (Land Commission) が設置された。政府は、インドへ逃れた人々が帰還できるようにするため、また、先住民向けの代表枠を確保する目的で権限分割の取り決めを確立するため、支援パッケージを提供することに同意した。国内NGOは、政府がこれまで和平協定の条項のほんの一部しか完全に実行していないと主張している。CHTは重武装した状態のままであり、国内外のNGOとメディアは一般に立ち入ることを認められていない。また、軍検問所が地元住民の域内における自由な移動を妨げている。地元の行政機関は一部存在するものの、概して無力であり、地元住民を代表するものでもない。しかし、CHTはバングラデシュで選出された代表ではなく任命された代表がいる唯一の地区である。

3.5 CHTの先住民は、本人たちの土地が当局その他（ベンガル人入植者や民間企業を含む）に占有されている状況や土地紛争を公正に解決するための効果的なメカニズムがないことについて懸念を表明し続けている。兵士は先住民に対する入植者の身体的暴力行為（先住民女性に対する性的暴行を含む）を防止せず、又はその行為に対応しないことで土地の占有を暗黙裡に支援しているとする人権団体の主張をDFATは信頼できるものとして評価している。また、国内人権団体は、先住民が入植者又は軍所有物に対して起こす低いレベルの暴力行為に対し、不釣り合いな「集団的正義」罰（村落の住民全員を強制的に立ち退かせる行為を含む）を与えて報復する事案を複数報告している。国内団体は、たとえ説得力のある映像が存在する場合であっても、先住民問題に関して報道するよう国内メディアを説得するのに困難を感じたと主張している。

3.6 CHTの先住民は、自由に移動することができず、自らの代表を選出することができず、

また、特に国家機関が絡むケースで土地占有や身体的暴力が起きた場合に司法制度を利用することができないことから、公的差別に直面するリスクが中程度であるとDFATは評価している。また、CHTの先住民は、入植者による土地占有及び身体的暴力という形態（女性に対する性的暴行（女性を参照）という形態を含む）での社会的差別に直面するリスクが中程度である。

### ビハール人（又は「取り残されたパキスタン人」）

3.7 ビハール人（Biharis）又は「取り残されたパキスタン人」は、1945年に英領インドが分割されている間及びその後、インドのウッタル・プラデーシュ州（Uttar Pradesh）、ビハール州（Bihar）及びラージャスターン州（Rajasthan）から当時の東パキスタンに移住してきたウルドゥー語を話すイスラム教徒のコミュニティである。ビハール人は身体的に多数派のベンガル人と識別することができず、また、その大半がウルドゥー語に加えてベンガル語も話す。その正確な人数は不明であるが、UNHCRはバングラデシュ全土で25～30万人のビハール人が住んでいると推定している。最多でビハール人の半数が116か所のオープン・キャンプや定住地で生活する一方、残りは全国のベンガル人コミュニティに溶け込んでいる。

3.8 ビハール人コミュニティは1947～71年の東パキスタン時代に与党政権と密接な繋がりがあり、1971年の紛争が起きている間、パキスタンを支持したと広く認識されていた。独立後、ビハール人の多くは暴力を含む報復に直面した。紛争中に放棄された財産の管理を意図した法律が制定された結果、ビハール人の多くはその所有財産の全てを失うことになり、多くが避難キャンプに逃れることを余儀なくされ、そこで無国籍者として生活した。

3.9 2008年、最高裁判所はビハール人コミュニティがバングラデシュ市民となるための要件を満たしていると判示し、ウルドゥー語を話す請願者10人が提起した訴訟事件における2003年の裁判所判決を支持した。この2008年判決により、政府はビハール人に国民IDカード（NICs : National Identity Cards—文書を参照）を発行し、ビハール人を有権者名簿に載せることを余儀なくされた。的確なビハール人の大半は、その後NICを取得したとDFATは理解している。しかしながら、キャンプ内に住むビハール人の多くは、官僚的な妨害行為によりパスポートを取得するのに困難を感じていると報告した。また、ビハール人の多くはそのNIC上に記載されている住所のために、雇用、特に政府職の雇用を見出すのに困難を経験している。

3.10 キャンプ内に住むビハール人は、パスポートを取得しようとする際に官僚的な妨害行為に直面する可能性があり、また、その居住地住所により政府職を申請する際に差別を受ける可能性があることから、低リスクではあるが公的差別に直面しているとDFATは評価している。また、雇用機会に関して、低リスクではあるが社会的差別に直面している。

### ロヒンギャと自認する人々（ロヒンギャ）

3.11 バングラデシュには、ミャンマーのラカイン州から「ロヒンギャ (Rohingya)」と自認する少数派イスラム教徒を受入れてきた長い歴史がある。ミャンマーのラカイン族その他の人々は、この用語の使用に異を唱え、ロヒンギャは「ベンガル人」として認識され、知られるべきであると主張している（2017年1月10日に公表された「DFAT国別情報報告書：ミャンマー (DEAT's Country Information Report on Myanmar)」を参照）。本報告書では、便宜上「ロヒンギャ」という用語を使用する。

3.12 スンニ派イスラム教徒が圧倒的多数を占めるロヒンギャは、ミャンマーで長年に亘って相当な公的及び社会的な差別を受けている。ミャンマー政府は、ロヒンギャを国の公認民族集団の一つとみなしておらず、1982年以降は市民権の付与を拒否し、ロヒンギャを事実上無国籍者にしてきた。ロヒンギャがミャンマーで迫害されるのは、イスラム教を信仰しているからであるという認識に基づき、バングラデシュでは広範に亘ってロヒンギャに対し同情が寄せられているとDFATは理解している。1970年代以降、当局による取り締まりや掃討作戦が行われ、また、コミュニティ間暴力が起きたため、数万人に及ぶロヒンギャが連続的にミャンマーからバングラデシュその他の東南アジア諸国へ逃れることになった。

3.13 2017年8月25日にラカイン州で重大な暴力事件が勃発し、僅か数か月間で60万人以上のロヒンギャがバングラデシュに逃れ、既に到着していた30~40万人のロヒンギャに加わるという結果を招いた。UNHCRの報告によると、新たに到着したロヒンギャの78パーセントは女性と児童であった。国内避難を余儀なくされた人々は、ラカイン州の仏教徒自警集団とミャンマー軍が組織的な暴力行為を働いたことについて詳細かつ一貫した訴えを行っている。このように訴えられた行為の中には、ロヒンギャ村落に火を放つ行為、財産その他の資産の窃盗、広く行われる強姦、断頭、家族の面前で行う児童殺害などが含まれている（がこれらに限定されない）。バングラデシュに到着したロヒンギャが行った主張の内容は、国際メディアやNGOが収集した書面証拠（写真及びビデオ映像を含む）や衛星画像と一致している。しかしながら、問題となっている地域への立入を軍が制限しているため、この状況を検証することは困難となっている。ミャンマー軍が行った内部調査では、兵士側にいかなる不正行為もなかったことが判明した。2018年1月、軍は治安部隊のメンバー（及び地元の村民）がテロリストと繋がりがあるとして勾留されていたロヒンギャ村民を略式で処刑したことを認めた。これらの村民の遺体は前月に共同墓地内で発見された。軍の最高司令官は声明の中で、治安部隊の一部のメンバーは交戦規則に違反したことを確認するとともに、この違反メンバー及びこの事件を上層司令部に報告しなかった将校に対して措置を講じることを約束した。

3.14 バングラデシュに既に入国していたロヒンギャと新たに到着したロヒンギャの圧倒的多数は、ミャンマー国境に隣接し、バングラデシュにおける最貧地域の一つであるコッ

クスバザール地区に居住している。この地区は、高い比率の貧困、犯罪及び栄養失調と劣悪な食糧安全保障に加え、サイクロンやモンスーン期によりもたらされる洪水に見舞われる可能性が極めて高い。新たに到着した人々の半数以上は、既存のロヒンギャ向け難民キャンプ2か所とその周辺やロヒンギャが流入する前に存在している一時的な簡易宿泊地に避難を求めている。既に到着している大量のロヒンギャに加え、新たに前代未聞の数のロヒンギャが到着したことで、インフラ、サービス、環境及び受入れる地域の住民には計り知れない圧力がかかった。2017年11月23日、バングラデシュ政府とミャンマー政府は「ラカイン州からの避難民の帰還に関する協定 (Arrangement on Return of Displaced Persons from Rakhine State)」を締結するとともに、このプロセスを監督するために事務局長レベルの共同作業部会を立ち上げた。この協定の条件に従い、帰還は2018年初めに開始される予定となっている。しかしながら、ロヒンギャを受入れるラカイン州の体制が十分であるかどうか、また、バングラデシュへ避難した人々が市民権もなく、生計の保証もない地域へ帰還する意思があるかどうかについて疑問が残されている。

3.15 バングラデシュへ入国した時期の如何を問わず、ロヒンギャは（結婚を通じる場合を含めて）市民権を得る資格がなく、合法的に労働する権利も与えられていない。2017年8月25日以前に入国したロヒンギャの多くは偽造身分証明書（国民IDカードを含む）を使ってバングラデシュで非公式に労働することができているとDFATは理解している（ロヒンギャの文書を参照）。国内情報筋の報告によると、法執行機関は一般にロヒンギャが職に就くのを制限する法律条項を積極的に執行しようとはしていないが、ロヒンギャは一般に地元住民よりも低い賃金を受け取り、地元住民よりも劣悪な環境で働いている。法執行機関はバングラデシュ市民がロヒンギャに対して犯した重大な罪（強姦などの重罪を含む）の捜査を嫌がる姿勢を行動で示しているという訴えをDFATは信頼できるものとして評価している。

3.16 ロヒンギャが2017年8月25日以降にバングラデシュへ大量流入してくる前、コックスバザールにおける地元コミュニティとロヒンギャの関係は一般に平和的なものであったが、一部のロヒンギャは2012年9月に起きた仏教徒コミュニティに対するイスラム教徒抗議運動に参加したとDFATは理解している（仏教徒を参照）。地元情報筋の報告によると、一部の地元住民は求職の際の競合や限られた資源に懸念を抱いているが、大半の人々は国際人道機関からのサービス及び資源の提供を通じてロヒンギャの存在が経済的利益をもたらしているという認識を持っている。しかし、新たに大量のロヒンギャが流入してくることで、ロヒンギャと地元コミュニティとの間に緊張関係が生まれており、局所化された社会不安が発生する可能性が高まっていることを示す初期の兆候が見える（治安情勢を参照）。

## 宗教

3.17 憲法はイスラム教が国教であると謳っているが、ヒンズー教徒、仏教徒、キリスト教



徒及びその他の宗教の実践に関してイスラム教徒と同じ地位と同じ権利を確保するよう国家に求めている。また、憲法は国家に対し、いずれかの宗教を優遇する形での政治的地位を付与しないことによって、また、政治的目的で宗教を悪用することを禁じることによって、さらに、いずれかの宗教を保護する者に対する差別又は迫害を禁じることによって、世俗主義を支持することを求めている。さらに、憲法は「法律、公共の秩序及び道德規範に従って」全ての宗教を公言し、実践し、又は布教する権利を定めるとともに、宗教コミュニティ又は宗派はその宗教団体を設立し、維持し、管理する権利を有していると謳っている。憲法は、教育機関に通う者は誰であっても自らが属していない宗教の教育を受けることを義務付けられず、また、その宗教に関する儀式又は礼拝に参加することを義務付けられないと規定している。

## 身分法

3.18 家族法（結婚、離婚、相続及び養子縁組に関する法律）にはイスラム教徒、ヒンズー教徒及びキリスト教徒向けの特別な条項が盛り込まれているが、同じ世俗裁判所が全ての宗教コミュニティを対象として審理を開く。また、信仰が混在する家族、他の信仰を持つ家族又は信仰を持たない家族向けに民事家族法が別途制定されている。全ての市民は、家族内紛争その他の民事事件（土地所有権に関するものを除く）を解決するために裁判外紛争解決制度を利用することができる。

3.19 関係する両当事者の宗教に係る家族法は、婚姻の儀礼と手続きについて規定している。イスラム教徒の男性は妻を4人まで持つことができるが、新たに結婚する前にその時点での一人又は複数の妻から書面による同意を得なければならない。キリスト教徒の男性は一人の妻とのみ結婚することができる。ヒンズー教徒の男性は複数の妻を持つことができるが、一度結婚すれば正式に離婚することができない。仏教徒はヒンズー法の対象になっており、離婚したヒンズー教徒と仏教徒は合法的に再婚することができない。他の宗教を信仰する男性と女性が離婚した場合、その男女は互いに再婚することができ、また、寡婦（夫）も再婚することができる。異なる宗教団体のメンバー同士の結婚は、民法の下で合法的に行うことができる。異教徒間の結婚は稀であり、一般に良く思われていないとDFATは理解している。イスラム教徒のカップルは正式に認定してもらうため、その結婚を国家に登録しなければならない（しかし、多くのカップルは登録していない）。ヒンズー教徒と他の宗教信仰者の場合、登録は任意である。

3.20 イスラム家族法に基づき、寡婦は夫の財産の8分の1を受け取る。残りは子どもたちの間で分割される。女兒はそれぞれ各男児が受け取る額の半分を受け取る。イスラム教徒の妻は夫よりも少ない離婚権しか有していない。裁判所は離婚を承認しなければならない。イスラム家族法はイスラム教徒の男性に対し、前妻に3か月分の離婚手当を支払うことを義務付けているが、これらの保護措置は一般に登録済みの結婚のみに適用される。当局は必

ずしも離婚手当要件を執行するとは限らない。

3.21 2017年2月27日、政府は新たな婚姻法となる、2017年の児童結婚禁止法 (*Child Marriage Restraint Act*) を可決した。この新法は、結婚できる最低年齢（現在、女性は18歳、男性は21歳に設定されている）に例外を認めている。この法律により、両親と後見人は、本人たちの「最善の利益」になるのであれば、児童の結婚を認める旨の裁判所命令を得ることができる。人権団体は「最善の利益」が何を意味するのかに関する定義がなされていないとして、また、結婚が認められる最低年齢を規定していないとして同法を批判するとともに、同法により強姦被害者又は妊娠した未成年者が本人たちの同意なくその加害者と結婚させられる可能性があるのではないかと懸念を表明している（女性も参照のこと）。

## 改宗

3.22 バングラデシュには改宗を禁じる法律がない。イスラム教から他の宗教（一般にキリスト教）へ改宗する者は、イスラム教へ改宗する者よりも社会的圧力を受ける可能性が高いとDFATは評価している。キリスト教会がイスラム教徒を改宗させようとしているという噂がキリスト教の信者や機関に対する局所化された暴力を招くことが度々あった。2016年初め、イスラム過激派がダッカの西に位置しているジェナイダ（Jhenaidah）とバングラデシュ北部のクリグラム（Kurigram）でキリスト教への改宗者を殺害した。この2つの事件は別々に起きている。DFATは、これらの事件以外にキリスト教への改宗者に対するこのような性格の襲撃が近年に発生しているとは認識していない。

3.23 NGOと国内メディアは、イスラム教徒集団がCHTや他の農村地域に住む先住民児童を強制的に改宗させていると報告した（先住民—チッタゴン丘陵地帯（CHT）を参照）。これらの報告は、イスラム教徒集団がダッカその他の先進都市で適切な教育とライフスタイルを児童に提供すると主張することで児童の監護権を放棄するよう両親を説得していると訴えている。しかし、イスラム教徒集団はこのような約束を果たさず、代わって強制的に児童をイスラム教徒に改宗させ、両親に知らせないまま又は両親の同意を得ずにマドラサ（イスラム神学校）へ送り込んでいる。2017年1月、（CHT内の）バンダーバン（Bandarban）警察は9~13歳の児童4人を人身売買したとして男2人を逮捕した。強制改宗に係る訴えは極めて信憑性が高いものであるとDFATは評価している。

## 宗教の冒涇/中傷

3.24 刑法第15章（「宗教に関する犯罪」について規定）は、「意図的に、かつ、悪意を持って」宗教的感情を侮辱する意図を示す発言又行為に対して懲役2年以下の刑を科すことを定めている。刑法は「宗教的感情を侮辱する意図」を定義していないが、バングラデシュの裁判所は一般にこの表現が預言者ムハンマドを侮辱する行為を含むものと解釈している。刑法は政府に対し、「市民間に確執と憎悪を生み出す又は宗教的信条を侮辱する」

言語を含む全ての新聞、雑誌その他の出版物の全ての写しを没収することを認めている。2006年の情報通信技術 (ICT : Information and Communication Technology) 法 (メディアを参照) は、オンライン出版物にも同様の制限を適用している。ICT法はさらに宗教を中傷する行為を犯罪とするため、2013年に改正された。

3.25 イスラム組織は、イスラム原理主義を公然と批判している又はバングラデシュにおけるイスラム教の役割に疑義を呈している者 (世俗的価値を擁護する人々を含む) に対し、一貫して軽蔑的な「不信心者」というレッテルを貼ってきた。政府はしばしばイスラム組織から苦情を受けて、このような個人に対して定期的に冒瀆法を適用してきている。

● 2013年4月、当局はJIの活動禁止を求めるコメントを投稿したブロガー4人を逮捕し、告発した。4人のブロガーは皆、刑務所内で相当な時間を過ごすとともに、2013年と2014年を通じて開かれた裁判に時間を費やした。その後、この4人は公の生活から身を引いた。また、冒瀆法を改正して死刑の適用を盛り込むよう要求したおよそ10万人のイスラム教徒のデモ参加者が、ダッカの路上で抗議活動をした後で逮捕された。

● 2014年3月、当局はイスラムと預言者ムハンマドを侮辱したとみなされるコメントをフェイスブックに投稿した10代のブロガー2人を逮捕し、収監した。仲間のブロガーは、イスラム教徒の学生組織がこの2人のブロガーに対する暴力を煽るために虚偽の情報を載せた資料を配布したため、2人の逮捕につながったと訴えた。

● ある閣僚がニューヨークで行われた討議の場でハッジ (hajj : イスラム教のメッカ巡礼) に批判的とみなされる発言を行った後、政府はこの閣僚を解任し、その後2014年9月に逮捕した。この閣僚の発言が放送された後、イスラム集団は24時間を期限とする声明を出し、彼がバングラデシュに帰還した時点で逮捕するよう政府に要請した。その後、20件を超える冒瀆訴訟が彼に対して提起された。

● 2016年2月、警察はダッカで開かれた国際書籍見本市で、ある出版者を逮捕し、ICT法に基づき宗教を批判した嫌疑で告発した。イスラム教徒たちは、イスラムを冒瀆しているとみなされる出版物を配布した嫌疑で勾留されない場合、暴力に訴えると脅した。この出版者は有罪判決を受けた場合、14年以下の懲役刑を科される。

3.26 イスラム原理主義を公然と批判した又はバングラデシュにおけるイスラム教の役割を批判した者は、当局による制裁に加え、イスラム教過激派組織から脅迫及び暴力という形態で深刻な社会的圧力をかけられた。2013年2月、イスラム原理主義を批判していたブロガーがダッカの自宅の外でめった切りされて死亡した。その後、この襲撃に関して2人の学生が死刑を宣告された (一人は不在のまま死刑判決を受けた) 他、イスラムを批判する運動を展開した不信心者のブロガーを殺害することは合法であると説いたイスラムの聖職者が殺人教唆の罪で懲役5年の刑を言い渡された。

3.27 2013年4月、イスラム集団はその著述が「反イスラム的」であるとみなされるブロガー一84人を載せた「暗殺対象者リスト」を公表した。その氏名がこのリストに載っていた4人

のブロガーは2015年にダッカとシレット (Sylhet) において別々にマチューテ襲撃を受け、めった切りされて死亡した。また、2016年4月にはもう一人のブロガーもダッカで同様の襲撃を受けて死亡した。暗殺対象者リストに載っていた他のブロガー、著述家及び出版者の多くは国家の保護がない又は不十分であることを理由に身を潜め、又は亡命した。さらに、2016年4月、強硬派イスラム集団が「反イスラム的」であるとして非難した文化活動に関わったラジシャヒ (Rajshahi) の大学教授が殺害されるという事件が発生した。

3.28 治安情勢の項で記述した通り、バングラデシュ当局は過激派の波状襲撃に対応して広範な反テロリズム作戦（襲撃に関係した多数の戦闘員の逮捕を含む）を展開した。しかしながら、政府は脅迫や暴力行為を非難する一方、宗教を批判した被害者に過激派による襲撃の責任を負わせる傾向があった。たとえば、2015年に襲撃が行われた後、ブロガーはいずれかの宗教、信条及び宗教指導者を傷つけるようなものを一切記述しないよう注意を払うべきであると内務大臣は語った。一方、首相は誰であっても預言者又は他の宗教を批判する内容を記述することは受け入れられないと語った。このスタンスは国内政治への配慮を反映したものであり、政府は伝統的な非宗教的支持基盤とイスラム集団の支持基盤のバランスを取ろうとしているとDFATは評価している。

3.29 イスラム組織から宗教を冒涇又は中傷しているとして非難されている人々は、収監を含む法的制裁を受ける可能性が高いとDFATは評価している。注目度の高い反イスラムブロガーは、国家の保護の利用が限られているため、脅迫や身体的暴力という形態での社会的差別に直面するリスクが高い。

### ヒンズー教徒

3.30 バングラデシュに住むヒンズー教徒の推定人口数は変動する。2011年国勢調査ではその人口を1,250万人としたが、現在はヒンズー教徒人口が1,550万に達していると推定する機関もある。ただし、ヒンズー教徒コミュニティがバングラデシュ最大の宗教的少数派集団であるという点で全ての情報筋は意見が一致している。ヒンズー教徒の大半は民族的にも言語学的にもベンガル人であり、身体的に見て多数派を占めるイスラム教徒と識別することができない。ヒンズー教徒はダッカを含むバングラデシュの全域に亘って住んでいるが、国内の南部、東部及び北部には少数の「ヒンズー地帯」があり、それらの地帯ではヒンズー教徒が最大で地元人口の40パーセントを占めている。ヒンズー教徒のみが生活する村落が幾つか存在しているが、大半の村落は宗教が混在している。

3.31 バングラデシュにおけるヒンズー教徒の比率は、時の経過とともに大幅に低下している。これまでバングラデシュ（当時の東パキスタン）からヒンズー教徒の集団移民（出国）が2度あった。英領インドが分割された際、およそ250万人のヒンズー教徒が当時の東パキスタンを離れてインドへ向かった。1951年国勢調査のデータは、ヒンズー教徒人口が前回国勢調査を実施した時点（10年前）から21.4パーセントも低下していることを示している。

1971年の内戦中に最大で800万人のヒンズー教徒（東パキスタンのヒンズー教徒人口の70パーセントに相当）が祖国を離れた。また、紛争中に240万人ものヒンズー教徒が死亡した。この中には、パキスタン軍やその地元同盟勢力により意図的に標的とされた者もいた。バングラデシュを離れたヒンズー教徒の圧倒的多数はインドに行ったが、少数ではあるものの西洋諸国に行った者もいた。

3.32 ヒンズー教徒が自由に信仰を实践する又はより広い社会に参加するのを禁じる法律又はその他の制限措置はない。ヒンズー教徒は政治、政府、学術界、企業及び芸術を含むバングラデシュの公の生活に多大な貢献を果たしている。ヒンズー教徒は伝統的にAL及びその他共産党など左翼系政党を支持してきているが、主要な政党は全てヒンズー教徒の候補者を出している。現在のAL内閣にはヒンズー教徒のメンバーが入っているが、政治的代表に占めるヒンズー教徒の全体的割合は低いままであり、ヒンズー教徒コミュニティ集団は議会にヒンズー教徒向けの議席を留保することを求める運動を展開している。他の宗教的少数派と同様に、ヒンズー教徒は治安部隊において十分な代表権を有していない。

3.33 他の少数派と同様に、ヒンズー教徒コミュニティは、過去に行われ、現在も続いている土地収用により不釣り合いなレベルで影響を受け、1965年のインド=パキスタン戦争中、当時のパキスタン政府はヒンズー教徒を「敵」に指定し、ヒンズー教徒の多くが1965年の敵財産法 (*Enemy Property Act*) に基づき財産を押収された。その後、2011年の既得財産返還 (改正) 法 (*Vested Properties Return (Amendment) Act*) により、ヒンズー教徒は1965年法に基づき押収された財産の返還又はその補償金を求めて申請することができるようになった。ヒンズー教徒コミュニティと擁護団体は、同法があまりに狭く定義されており、申請手続きも面倒で複雑であるとして不満を漏らしている。2016年6月、財産返還申請を行う組織を代表するNGOは、要求書類が揃っている場合であっても申請を検証する任務を負う政府職員は申請を却下したと訴えている。その他、職員が財産を政府所有のものとして分類したため、返還対象にはならないとされたケースもあった。NGOは、2011年法が制定されてから4年を経過しても全申請の70パーセントが未解決のままであると報告した。

3.34 2014年の選挙に至るまでの間、また、その後、JI活動家はヒンズー教徒コミュニティに対する波状攻撃を仕掛け、二十数人を殺害した他、数百棟に及ぶ住居と企業を破壊し、数千人を強制退去させた。北東部で最も広く展開された反ヒンズー教徒暴力の主要な動機は、国際刑事裁判所 (ICT : International Crimes Tribunal) の訴訟手続きにおいて行われたヒンズー教徒の証言に対する恨みであった (国際刑事裁判所 (ICT) を参照)。この暴力事件の直後に、高等裁判所は法執行機関がヒンズー教徒を含む社会的弱者集団のメンバーを保護しないという「深刻な失敗を犯した」と判示した。政府は、被害者に支援を提供し、各コミュニティが暴力事件で損傷した宗教的財産や私有財産を修復するのを助けることでこの判示に対応した。

3.35 治安情勢の項で記述した通り、2013年1月から2016年中頃にかけてイスラム教過激派

集団（テロ組織の「イスラム国」と同盟関係を結んでいると主張する集団を含む）が全国で宗教的少数派や社会集団を標的に小規模で局所化された攻撃を何度も行った。この攻撃で複数のヒンズー教徒が死亡し、又は重傷を負った。この攻撃や過激派戦闘員が行った殺害の脅しに応じて、寺院や聖職者を保護するために警察が派遣された。その後、バングラデシュ当局は大規模な反テロ作戦を展開した。これらのテロ作戦により過激派集団の能力は削がれたが、更なる襲撃が起きるリスクを排除するまでには至っていないとDFATは評価している。

3.36 2016年10月、少なくとも100人のイスラム教徒がバングラデシュ東中央部のブラモンバリア（Brahmanbaria）地区にあるヒンズー教徒集落を暴力的に襲撃した。警察の増援部隊と準軍事的な国境警備隊が現場に派遣されたものの、この襲撃により数十人が負傷した他、少なくとも15のヒンズー教徒寺院と200戸以上のヒンズー教徒住宅が激しく損壊し、その財産が略奪された。この地域ではヒンズー教徒に対する小規模な襲撃もあった。当初のメディア報道は、若いヒンズー教徒がメッカにあるカーバ（神殿）にヒンズー教の神を座らせた編集写真をフェイスブック上に載せたこととイスラム教徒が訴えることで暴力を煽ったことを示唆した。その後、政府が実施した調査により、フェイスブックの写真は偽造されたものであり、暴力を煽るための手段とされた可能性が極めて高いことが判明した。NCHRは調査を実施した結果、この事件はヒンズー教徒の土地を収用することを目的として予め計画された仕掛けであったと結論付けた。この事件と小規模な襲撃に関係した地元警察官を含む1,000人以上が逮捕され及び/又は起訴される一方、ALは事件に関与した地元のAL指導者3人を停職にした。

3.37 土地に対して歴史的な請求権を持つヒンズー教徒は、公的差別に直面するリスクが中程度であるとDFATは評価している。なぜなら、このようなヒンズー教徒は財産を取り戻す又は補償金を得るための法的手段があるにもかかわらず、財産を取り戻せる又は補償金を得る可能性がほとんどないからである。また、ヒンズー教徒は、特に国政選挙のときなど政治的緊張関係が高まる時期に、身体的暴力という形態での社会的差別に直面するリスクが中程度である他、イスラム教過激派から散発的な襲撃を受ける危険に晒される可能性がある。

## 仏教徒

3.38 およそ100万人の仏教徒がバングラデシュに住んでおり、その大半がCHTの先住民族出身である。先住民—チッタゴン丘陵地帯（CHT）及びキリスト教徒の項で記述している通り、CHTでは民族的問題と宗教的問題が頻繁に重複するが、大半の場合、宗教が原因というよりも寄与要因になっているとDFATは評価している。

3.39 バングラデシュでは、宗教に基づき仏教徒を標的にした社会的暴力の事案がCHT以外の地域でも時折発生している。最も深刻な事件は2012年9月に起きた。このとき、神聖さ

を汚されたコーランを示した仏教徒男性のフェイスブック投稿記事を非難する抗議行動が行われる中、最多で25,000人に上るイスラム教徒がコックスバザールで複数の仏教寺院とおよそ50戸の仏教徒住宅を焼失させた（宗教の冒瀆/中傷を参照）。この事件に警察が効果的に対応したため、更なる暴力行為は起きなかったとDFATは理解している。また、仏教徒指導者たちはこの暴力事件の責任を地元のイスラム教徒コミュニティではなく外部者に負わせた。この事件とは別に、CHTのイスラム教過激派は少数派に対して波状的に軍事攻撃を行う中、2016年5月に僧侶を一人殺害した（治安情勢を参照）。

3.40 コックスバザールの仏教徒コミュニティは、ミャンマーでイスラム教徒ロヒンギャが迫害されている状況に対する地元住民の怒りが跳ね返って地元の仏教徒に対する暴力につながる恐れがあるのではないかと強い懸念を表明した。バングラデシュ当局は2012年に発生した仏教徒を標的にしたイスラム教徒の抗議行動の繰り返しを防止するため、コックスバザール内の仏教徒地域に配置する警察を増員したとDFATは理解している（ロヒンギャと自認する人々（ロヒンギャ）を参照）。ロヒンギャの問題に関してダッカその他の地域で一部の仏教徒に小規模な嫌がらせがあったという事例報告がなされている。

3.41 仏教徒は局所化された事件が時折起きるという形態で、低リスクではあるが社会的暴力に直面しているとDFATは評価している。こうした社会的暴力は、CHTで起きる土地の所有権と利用を巡るコミュニティ間紛争など、他の出来事に関連して発生する可能性が高い。仏教徒は、他の少数派と同様にイスラム教過激派から散発的な襲撃を受けるリスクに晒される可能性がある。

## キリスト教徒

3.42 キリスト教はポルトガル人の貿易業者とともに15世紀に初めてバングラデシュに伝来した。バングラデシュは、歴史的に3つの異なるキリスト教徒集団を受入れてきている。すなわち、ポルトガル人の影響を受けてキリスト教に改宗した人々の子孫（主にカトリック）、英国植民地時代に改宗した人々の子孫（主にプロテスタント）及び独立前後に集団で改宗した先住民である。最初の2グループに属する多くの人々は最近数十年間にバングラデシュから他国へ移住したが、第3のグループは現在、バングラデシュにおけるキリスト教徒の大半を占めている。信頼できる推定は、合計でおよそ60万人のキリスト教徒がバングラデシュに住んでいることを示唆している。先住民キリスト教徒の大半はCHTと北部国境地域に住んでおり、身体的にも言語学的にも多数派を占めるベンガル人とは明確に異なっている（先住民—チッタゴン丘陵地帯（CHT）を参照）。ダッカとその周辺に住んでいるキリスト教徒は他のベンガル人と容易に見分けることができないものの、カトリック信者の多くは識別可能な姓（ポルトガル語であることが多い）を持っている。

3.43 キリスト教徒がその信仰を自由に実践するのを禁じる法律又はその他の制限規則はなく、キリスト教徒は法律に基づき平等な取扱いを受ける権利がある。キリスト教徒は国

営学校、病院及び他のサービスを利用することができる。キリスト教徒は、特に社会福祉に関して、公の生活に大きな貢献を果たしてきている。これは歴史的に取り組みられてきており、現在も継続している伝道者としての使命の遺産である。初等教育から高等教育に至るまで全国で展開されており、全宗派の人々に開かれているキリスト教の教育制度は、キリスト教の学校と大学が運営されているコミュニティから高い評価を得ている。こうした状況を背景として、キリスト教徒は地元レベルでの嫌がらせに対して一定レベルの保護を受けている。

3.44 先住民ーチッタゴン丘陵地帯（CHT）及び仏教徒の項で記述した通り、民族的及び宗教的問題はCHT内で頻繁に重複するが、大半の場合、宗教は原因というよりも寄与要因であるとDFATは評価している。

3.45 教会がイスラム教徒を改宗させようとしているという噂、宗派間関係を巡る地元の緊張関係及びイスラム諸国に対する米国主導の攻撃といった国際的事件が時折、キリスト教の信者や機関に対する脅迫を招いた。野党活動家は、キリスト教コミュニティがALと政治的關係があると認識されていることを理由に、2014年1月に行われる議会選挙の前後にキリスト教徒（及び他の少数派）コミュニティを標的にした。

3.46 治安情勢の項で記述した通り、2013年1月から2016年中頃にかけてイスラム過激派集団（テロ組織の「イスラム国」と同盟関係を結んでいると主張する集団を含む）が全国で宗教的少数派や社会集団を標的に小規模で局所化された攻撃を何度も行った。この攻撃で複数のキリスト教徒が死亡し、又は重傷を負った。この攻撃や過激派戦闘員が行った殺害の脅しに対応して、当局は教会や聖職者を保護するために警察を派遣した。その後、バングラデシュ当局は過激派戦闘員の波状攻撃に対応して大規模な反テロ作戦を展開した。これらのテロ作戦により過激派集団の能力は削がれたが、更なる襲撃が起きるリスクを排除するまでには至っていないとDFATは評価している。

3.47 キリスト教徒は局所化された散発的な事件という形態で、低リスクではあるが社会的暴力に直面しているとDFATは評価している。このような事件は、CHT内における土地の所有権と利用を巡るコミュニティ間紛争など他の出来事との関連で発生する可能性が高い。キリスト教徒は他の少数派と同様に、イスラム教過激派からの散発的な攻撃を受けるリスクに直面する可能性がある。

### アフマディー教徒

3.48 アフマディー教団（Ahmadiyah）運動は、19世紀に英領インドに住んでいたその創設者であるミールザー・グラーム・アフマド（Mirza Ghulam Ahmad）から名前を取っている。アフマドは自らをイスラムの改革者と見ており、彼の信奉者は彼をメシア（救世主）とみなしている。バングラデシュにはおよそ10万人のアフマディー教徒がいるとDFATは理



解している。アフマディー教徒は独自のモスク（イスラム教の礼拝堂）（このうちの8堂は国内の全域にある）で礼拝しているが、この礼拝を除けば多数派を占めるベンガル人イスラム教徒と識別することができない。前BNP政権はアフマディー教徒の出版物の発刊、販売及び流通を禁じていたが、現AL政権はこの禁止措置を解除しており、現在、アフマディー教徒がその宗教を自由に実践するのを禁じる他の法的制限は一切ない。

3.49 アフマディー教徒はイスラム教徒だと自称しているものの、正統派のイスラム教宗派の多くは、アフマディー教徒が第二の預言者の再臨を信じていることから、アフマディー教徒を背教者とみなしている。この結果、身体的暴力を含む社会的差別、ボイコット、アフマディー教徒に非イスラム教徒というレッテルを貼るよう政府に要求する動きなどが定期的に見られるようになってきている。最も深刻な攻撃は2015年11月にラジシャヒ（Rajshahi）管区で起き、3人を負傷させたモスクでの自爆テロであった。また、2017年5月にはマイメンシン（Mymensingh）でマドラサの学生グループがアフマディー教徒のイマーム（指導者）に身体的暴力を加え、重傷を負わせた。当局はモスクや聖職者を守るために警察を派遣してアフマディー教徒に対する攻撃に対応した。

3.50 アフマディー教徒は局所化された散発的な事件という形態で、低リスクではあるが社会的差別に直面しているとDFATは評価している。アフマディー教徒は、他の少数派と同様に、イスラム教過激派から散発的な攻撃を受けるリスクに直面する可能性がある。

## 政治的意見（実際又は帰属）

### 政党

3.51 独立以来、ALとBNPがバングラデシュの政治を支配してきている。ALは伝統的にリベラルで、世俗主義で、農村に基盤を置き、親インドである一方、BNPはより保守的で、都市に基盤を置き、反インドで、政治的なイスラム教徒をより柔軟に受け入れている。ただし、両政党とも政治的便宜を図るためにはこのようなイデオロギーを妥協させる用意ができていない。たとえば、ALは近年、保守的なイスラム教徒と緊密な関係を築こうと努力してきている。

3.52 両政党間関係は長年に亘る確執により特徴付けられる。両党ともその正当性をバングラデシュ民族主義の真の後継者であるとの主張に求めている。ALは1971年に内戦が勃発する前及び内戦期間中に独立運動を主導する一方、BNPはバングラデシュ民族主義のイデオロギーを政党の基盤に据えている。また、両政党間の対立関係は、最も高いレベルでの個人的関係に深く根差している。ALの指導者シェイク・ハシナ（Sheikh Hasina）は「建国の父」であるあるシェイク・ムジブル・ラフマン（Sheikh Mujibur Rahman）の娘であり、BNPの指導者カレダ・ジア（Khaleda Zia）はBNPの創設者で元将軍兼大統領のジアウル・ラフマン（Ziaur Rahman）の寡婦である。シェイク・ムジブル・ラフマンとジアウル・ラフマンはともに執務中に暗殺され、両政党ともそれぞれの指導者を殉教者とみなし

ている。

3.53 両政党が対立的な「勝者独り勝ち」のアプローチで政治に取り組んでいる状況はこのような背景に起因している。歴史的に見て、与党の関係機関は与党が政権の座にある間、全ての公的機関を支配してきた。また、AL、BNPとも、政府の反対者を抑圧するために国家機関を利用した。関係セクションで記述した通り、国内外のオブザーバーは現AL政権が市民社会団体やジャーナリストの活動を広く制限する一方で、警察や軍、司法部門などの国家機関の政治色を一層濃くしている状況について懸念を表明している。

3.54 また、ALは野党、特にBNPとJIの活動を制限することに注力してきている（次のセクションを参照）。この制限の中には、しばしば政治的デモに関連して行われる数千人に及ぶ野党の党員や支持者の逮捕（恣意的な逮捕及び勾留を参照）、野党が集会やデモを主催するのを禁じる措置、地方選挙に出ないよう野党候補者に圧力をかける行為（選挙の立候補届出の提出を禁じる方法によるものを含む）が含まれている。また、野党の有力者は出国することを禁じられており（出入国手続きを参照）、多くの人物（カレダ・ジアを含む）が教唆罪を含む法的制裁を受けた。2017年10月、当局はバングラデシュ国外を旅行していたカレダ・ジアに対してさらに2枚の逮捕令状を発付した。

3.55 野党（特にBNP）の幹部メンバーは現AL政権の下で政治的動機に基づく逮捕、訴訟及び渡航禁止に直面するリスクが高いとDFATは評価している。また、野党及びその外郭団体（次のセクションを参照）に所属し、デモに参加するような活発なメンバーも、治安部隊及び与党活動家から逮捕や身体的暴力に直面するリスクが高い。このリスクは選挙のときなどを含め、政治的緊張関係が強まる時期に高まる。野党とその外郭団体の通常メンバーで政治的活動やデモに参加しない者は、逮捕に直面するリスクが低いものの、これは場所やタイミングに応じて変動する可能性がある。

## 政治的外郭団体

3.56 ALとBNP（及びバングラデシュの他の政党）はいずれも大規模な外郭団体（学生組織、ボランティア、若者、職業人（医師、弁護士及び労働者）を含む）を持っている。これら団体の正確な規模は不明であるが大規模である。国内情報筋の推定によると、ALの学生組織であるバングラデシュ・チャトロ・リーグ（BCL : Bangladesh Chhatra League）だけでも1,000万人を擁している。外郭団体の純然たる大きさは、実際問題として、関係政党の中央指導部は外郭団体の活動に関して限られた範囲での支配力しか行使することができず、外郭団体は高いレベルの自律性を維持しているということの意味する。

3.57 外郭団体は資金調達と選挙関連活動を通じて政党を支援する。また、党間及び党内暴力においても主要な役割を果たしている（政治的動機に基づく暴力（PMV）を参照）。学生組織のメンバーは真の学生ではなく党の活動家であることが多く、また、外郭団体はしばしば暴力や強要を含む犯罪活動の前線になっているという訴えをDFATは信憑性の高い

ものと評価している。BCLは2009年以降、公立大学のキャンパスを事実上支配してきており、他党の学生組織のメンバーが活動を行うことを防ぎ、試験を受けることさえもできなくしている。農村地域においては、ALの党員と活動家がBNPと関係がある事業主を強要し、金銭の要求に応えなければ暴力を加えるぞと脅したと伝えられている。

3.58 ALの重要な外郭団体にはBCLの他、次に掲げる組織が含まれる。Bangladesh Awami Jubo League（青年組織）、Bangladesh Mahila Awami League（女性組織）、Awami Swechhashebok League（ボランティア組織）、Bangladesh Krishok League（農民組織）、Jatiyo Sramik League（労働者/労働組織）及びAwami Ainjibee Parishad（弁護士組織）。BNPの外郭団体には、次に掲げる組織が含まれる。Jatiyatabadi Chhatra Dal（学生組織）、Jatiyatabadi Jubo Dal（青年組織）、Bangladesh Jatiyatabadi Mohila Dal（女性組織）Bangladesh Jatiyatabadi Krishak Dal（農民組織）、Bangladesh Jatiyatabadi Muktijoddha Dal（自由の闘士組織）、Bangladesh Jatiyatabadi Sechchasebak Dal（ボランティア組織）、Bangladesh Jatiyatabadi Samajik Sangskritik Sangstha（文化組織）、Bangladesh Jatiyatabadi Sramik Dal（労働者/労働組織）、Bangladesh Jatiyatabadi Tanti Dal（織工組織）、Bangladesh Jatiyatabadi Olama Dal（宗教組織）及びBangladesh Jatiyatabadi Matshayajibi Dal（漁民組織）。

### 政治的動機に基づく暴力（PMV）

3.59 バングラデシュは、高いレベルでの政治的動機に基づく暴力（PMV : Politically Motivated Violence）に晒されやすい。PMVは通常、同一政党の異なる派閥の支持者間の暴力的衝突（党内暴力）、対立政党の支持者間の暴力的衝突（党間暴力）及び政党支持者と法執行機関の間の暴力的衝突という形態で現れる。これらの衝突により死者や重傷者が出ることは普通である。PMVは、政治的不安が高まる時期（選挙、ストライキ及び工場封鎖期間中など）に頂点を迎える傾向がある。PMVは、ダッカの外、特にバングラデシュの北東部と南東部で最も広く起きがちである。アイン・オ・サリシュ・ケンドラ（ASK : Ain o Salish Kendra－国内NGO）によると、2016年には907件の個別PMV事件で177人が死亡、11,462人以上が負傷し、2017年には364件のPMV事件で52人が死亡、4,816人が負傷した。この数値の中には、党間及び党内暴力による死傷者に加え、選挙に関連する暴力、ストライキ、工場封鎖及び法執行機関との衝突事件で被害を受けた死傷者も含まれている。

3.60 2014年1月に行われた国政選挙は、バングラデシュの歴史の中で最も暴力的なものであり、数か月間に亘って PMV（上述した形態の全てを含む）が継続し、全国で数百人の死者と数千人の負傷者を出した。政府が2014年選挙の1年後の応当日にBNP代表のカレダ・ジアをダッカにある彼女の当事務所内に軟禁することを決定した2015年1月にPMVが再浮上した。2015年4月、2015年12月及び2016年3月にそれぞれ行われた地方自治体と協議会の選挙も暴力により損なわれた。2018年の終わり又は2019年の初めに行われる予定の国政選挙

も暴力を伴う可能性が極めて高いとDFATは評価している。

3.61 近年、党内暴力、特に競合するAL派閥間暴力の頻度とレベルは党間暴力の頻度とレベルを遥かに上回ってきている。2015年、人権NGOのASKはAL党内暴力事案を226件（死者33人）、他の全ての政党を巻き込んだ党内暴力事案を9件（死者なし）記録した。これと比較して、党間暴力事案は合計で30件（うち、25件はALとBNPの間で発生）記録されている（死者7人）。2016年、ASKはAL党内暴力事案を88件（死者17人）と他の全ての政党の党内暴力事案44件（死者5人）を記録した。これと比較して、党間暴力事件は18件（うち、13件はALとBNPの間で発生）記録されている（死者4人）。同様に、2017年、ASKはAL党内暴力事案を150件（死者29人）、他の全ての政党の党内暴力事案を92件（死者9人）記録した。これと比較して、党間暴力事案は29件（死者11人）記録されている。

3.62 AL派閥間の党内暴力は、ALが近年、国家機関を完全に支配していること主な理由として、PMVの最も一般的な形態となっているとDFATは理解している。有利な契約、入札及び幹部職への任命を求めるための対立派閥や候補者（無派閥として地方選挙で闘っている「反逆者」と呼ばれる候補者を含む）の間の競争がイデオロギーの差異よりも優先されている。この傾向は、BNPが次回国政選挙への参加を確認すれば、その選挙が実施されるまでの間に変わる可能性がある。

### ジャマアテ・イスラミ (JI)

3.63 ジャマアテ・イスラミ (JI : Jamaat-e-Islami) は、バングラデシュ最大のイスラム政党であり、歴史的に拠点をラジシャヒ（バングラデシュ北部）と国内で二番目に大きな都市のチッタゴンに置いている。JI党は、シャリーア（イスラム法）を遵守するイスラム国家の樹立と「反イスラム」的な法律と慣行の排除を党是としている。イスラミ・チャトロ・シビール (ICS : Islami Chhatra Shibir) はJIの学生組織である。ICSは南アジア最大のイスラム学生組織の一つである。国際情報筋の報告によると、ICSはチッタゴン大学、ラジシャヒ大学及びジャハンギルナガール (Jahangirnagar) 大学における最強の学生前線の一つである。国内の学術情報筋はICSを暴力で悪評を得ていると形容している。

3.64 ALの下の政府慣行は、JIの日常的な活動能力を厳しく制限している。2013年8月、高等裁判所はJIの政党としての登録を抹消した。これは、JIの憲章内に女性や非イスラム教徒が政治的又は官僚的ポストに就くのを禁じる条項があるが、これは憲法と矛盾すると同裁判所が判示したからである。

3.65 JIの指導者5人が国際刑事裁判所 (ICT) から戦争犯罪で有罪判決を受けた後、処刑された（国際刑事裁判所 (ICT) 及び死刑を参照）。驚くに当たらないが、JIはICTに猛反対し、ICTの行動をイスラムとイスラム教徒国としてのバングラデシュのアイデンティティに対する攻撃だと特徴付けた。JI が特にICTを標的にして定期的に全国で大規模かつ暴力的なストライキとデモを行い、多数の死者（主に治安部隊の手による）と大規模な財産

損壊をもたらした。当局は、これらのデモに対応して、また、過激派の襲撃に対応して反テロ作戦（強制的失踪を含む）を展開し、数千人に及ぶJIメンバーを逮捕した（強制的又は非自発的失踪を参照）。

3.66 当局は、特にJIの最高幹部の逮捕に照準を合わせた。この結果、現在、自由で活動的なJIの最高幹部はほとんどいない。他の標的には著名な指導者、ICSメンバー、また、場合によって家族が含まれている。JIの下級メンバーは、AL指導者に賄賂を支払うか、国内移住することで当局の注目を回避することができたと伝えられている。JIメンバーにとって都市部よりも村落に身を隠す方が状況は望ましいという報告は信憑性があるものとDFATは評価している。

3.67 JIの最高幹部は逮捕と法的制裁に直面するリスクが高いとDFATは評価している。政治活動とデモに関わり続けている活発なJIメンバーとICSメンバー逮捕に直面するリスクが高い。政治的活動とデモに関わらないJIとICSの通常メンバーは、逮捕に直面するリスクが低いものの、地域により異なる可能性がある。

## 利害関係集団

### 市民社会団体（CSO）

3.68 憲法第38条は、結社又は団体の目的が憲法と一致しており、また、宗教、社会又はコミュニティの調和を乱す目的で、又はいずれかの理由に基づいて差別を生み出す目的で、又はテロリスト又は過激派活動を組織する目的で形成されない限り、その結社又は団体を形成する権利を市民に保証している。バングラデシュには、多岐に亘る社会的、文化的、政治的及び経済的問題に関する活動を行う活発な市民社会セクターがある。宗教組織を含む全ての市民社会団体（CSO: Civil Society Organisation）は、厚生省（Ministry of Welfare）に登録することを義務付けられる。首相室（Office of the Prime Minister）の下部組織であるNGO担当局（NGO Affairs Bureau）が国内のCSOの活動を促進している。

3.69 慎重に扱うべきテーマ又は集団（宗教問題、人権、先住民、LGBTI、ロヒンギャ難民、汚職及び労働者の権利を含む）に取り組むCSOは、政府による公式及び非公式の制限措置のレベルが高まっていると報告している。これらの制限措置には、国家歳入委員会（National Board of Revenue）の度重なる監査、ICT法に基づく法的嫌がらせ（メディアを参照）、銀行口座の一時的凍結、情報機関によるあからさまな監視、及び予定したイベントに対する妨害行為といった形態での官僚的ハラスメントが含まれる。政府はCSOの批判に対し、メディアを通じて、時には威嚇又は脅迫するような発言を行って反撃することが多い。たとえば、2016年7月、社会福祉大臣（Minister for Social Welfare）は議会に対し、社会福祉省が「反国家活動」に従事している全てのNGOを調査し、その登録を抹消すると語った。人権事案を調査しているCSOは引き続き政府を批判しているものの、一部のCSOはこれらの行動が恐怖と威嚇の雰囲気を作り出し、自己検閲レベルの更なる高まりを

もたらしていると報告している。

3.70 2016年10月に、2016年の外国寄付（自発的活動）規制法（*Foreign Donations (Voluntary Activities) Regulation Act*）が可決したことにより、国際CSOや外国資金に依存する国内CSOの活動が妨げられるようになった。同法はCSOによる外国資金調達活動を従来よりも厳しく管理するとともに、憲法、バングラデシュの建国の歴史又は国内の帰還や指導者に関して「侮蔑的なコメント」を加えるCSOに適用する懲罰的な条項を盛り込んでいる。オブザーバーは、明確さに欠け、複数の解釈が可能であり、また、憲法上の表現の自由に対する憲法上の権利に相反するとして、同法を批判した。また、同法はNGO担当局に対し、CSOの全てのプロジェクトを承認し、監視するよう義務付けている。NGO担当局は現在、同法に違反したCSOに対し制裁（重い罰金及びCSOの閉鎖を含む）を科す権限も有している。一部のCSOの報告によると、NGO担当局はCSOが権利に基づく意識啓発の研修及び能力開発活動を追求するのを妨げ、代わってサービスの提供に専念するようCSOを促している。

3.71 フリーダムハウス（Freedom House）によると、労働権を擁護するCSOは、この数年間でハラスメント（嫌がらせ）をますます頻繁に受けるようになってきている。2015年の法制改革により労働組合の結成に関する手続きが簡素化されたものの、労働者を組織又は組合化しようとする組合指導者は引き続き解雇又は身体的威嚇に直面している。急速に拡大する縫製産業において低賃金と危険な労働環境に反対するストライキが1週間に亘って行われた結果、少なくとも縫製工場労働者1,500人が解雇され、労働組合指導者が逮捕される事態になった。

3.72 第3.69項に列挙した慎重に扱うべきテーマ又は集団に取り組むCSOは、官僚的ハラスメント（上述）、情報機関による監視、脅迫と威嚇、及び逮捕の可能性という形態で公的差別に直面するリスクが中程度であるとDFATは評価している。

## メディア

3.73 憲法第39条は、「合理的制限」に従うことを条件として、言論及び表現の自由に対する権利を保証している。2014年の国家放送政策（*National Broadcasting Policy*）は、政府又は治安機関を批判する又は国家の安全保障を脅かすことを固く決意している報道に制限を課すことを認めている。2006年の情報通信技術（*ICT*）法はオンライン犯罪（中傷及び冒涇を含む）について規定している（宗教の冒涇/中傷も参照のこと）。同法は、法執行機関が容疑者を逮捕し、保釈を認めずに無期限で勾留することを認めるとともに、捜査期間中の職員の権限に制限を一切課していない。放送法（*Broadcast Act*）は草案が作成されているが、確定してはいない。権利団体は、非遵守行為に対して罰金刑又は民事措置ではなく、懲役刑を認めているとして同法案を批判している。2017年、フリーダムハウスはバングラデシュにおける報道の自由に関する地位を「自由ではない」と評価した。

3.74 バングラデシュには様々な伝統的メディアと電子メディアがある。メディア支局は主要な2つの政治的派閥と連携する傾向がある。テレビは、特に主要都市で最も人気のある媒体である。国営のバングラデシュ・テレビ (Bangladesh Television) が全国ネットワークを持つ唯一のテレビ局であるが、このほかに40を超える民営のテレビ局がある。情報省 (Ministry of Information) は、商業及びコミュニティ放送局向けの放送ライセンスを管理している。民営の放送局は選択された政府製作のニュースと公式スピーチを放送することを義務付けられており、政府職員が民営の放送局に野党の活動を報道しないよう指示しているという報告が複数行われている。国営ラジオはほぼ全国をカバーしているが、民営のラジオ局も複数のコミュニティラジオ局を含めおよそ数十局ある。ベンガル語と英語の新聞は多様であり、民営で、辛辣な発言をしている。農村部の識字率が低いいため、都心以外では新聞の普及に限界がある。

3.75 中傷する行為は犯罪である。教唆に関する諸法律は広く適用することができ、刑罰は罰金刑から終身刑に及び、被告人が憲法を傷つけたことが判明した場合は死刑にまで至る場合がある。ジャーナリスト、特に本流の報道機関に勤務する記者に対する訴訟の件数が増えてきている。2016年2月、バングラデシュの主要な英字新聞の1紙であるデイリースター (Daily Star) の編集長は、首相について根拠のない情報を公表したことを認めた後、67件の中傷訴訟及び16件の教唆訴訟を提起された。その大半がAL党员により提起された訴訟は、全国の管区で審理されるため、同編集長は保釈申請を行うために全国行脚して数週間を費やすことを余儀なくされた。バングラデシュ高等裁判所 (Bangladesh High Court) はこの告発を批判し、2016年4月までこれらの事件の審理を留保した。現在、これらの事件は未解決のままとなっている。2016年9月、警察は与党と繋がりがある元職員を中傷した嫌疑で教育ニュース・ウェブサイトの編集長を逮捕し、勾留した。

3.76 当局は、ジャーナリストが政府を批判しているという理由で、首相が出席するイベントにジャーナリストが立ち入るのを時折拒否するとともに、政府を批判したメディア支局に閉鎖すると脅した。記者は訴訟手続きや司法職員 (国際刑事審判所の行動を含む) に関して批判的な報道をしたとして法廷侮辱罪その他に係る訴訟を提起された (国際刑事審判所 (ICT) を参照)。当局は、放送規則違反を表向きの理由としてテレビ局や新聞を閉鎖した。ジャーナリストは、その電子メールでの通信を警察が監視する行為を含め、監視という形態で報道活動が干渉されていると報告している。尋問のために連行された一部のジャーナリストは、情報職員からインターネット用の個人パスワードを提供するよう命じられたと報告した。2015年、主要な2つの日刊紙がCHTにおける軍の機密の作戦について報道した後、軍の情報部門は両紙に広告を掲載するのを止めるよう主要企業に圧力をかけ、成功した。

3.77 この数年間、オンライン・ニュース局の数は劇的に急増している。これらのニュース局はソーシャル・ネットワーキングのウェブサイトを利用している。インターネットを利

用するバングラデシュ人の比率は着実に上昇しているが、依然として低い状態にとどまっている。2016年では、総人口のわずか13.2パーセントがインターネットを利用したに過ぎない。インターネットへのアクセスは通常制限されていないが、公的なバングラデシュ電気通信規制委員会（BTRC：Bangladesh Telecommunication Regulatory Commission）は時折、インターネットやモバイル・ネットワーク（ユーチューブ、フェイスブック、メッセージングアプリを含む）に干渉した。2016年8月、BTRCは頻繁にアクセスされる野党の複数のウェブサイトを含む35のニュース・ウェブサイトへのアクセスをブロックした。政府は大量ブロッキングに関して理由を一切挙げておらず、行動を起こす前にこの問題を裁判所に付託しなかった。

3.78 政府は日常的にブログやソーシャルメディアのウェブサイトを監視している。人権団体は、内閣が2016年8月に承認したが、署名して成立させていない。2016年のデジタル・セキュリティ法（*Digital Security Act*）案について懸念を表明している。サイバーテロや他のサイバー犯罪の阻止を目的としているこの法案は、反国家的又は国家安全保障若しくは公共の秩序への脅威とみなされるオンライン資料を配信する行為に対して厳しい刑罰を科している。本法案に基づく最大刑罰には、1971年の内戦又は「建国の父」であるシェイク・ムジブル・ラフマンについて虚偽の情報を流布した行為に対して終身刑、公共の秩序を乱した行為に対して懲役7年、中傷又は宗教感情を害した行為に対して懲役2年の刑を科している。

3.79 国内情報筋の報告によると、ジャーナリスト（ブロガーを含む）は引き続き、その報道に関して様々な当事者から脅迫と報復的な暴力を受けるリスクに直面している。これらの当事者の中には、犯罪組織、政党活動家、事業主、情報機関と繋がりがある人物、警察及び郡、イスラム教過激派が含まれている。こうした暴力は死を招く可能性がある。ジャーナリストに対する脅迫と襲撃については、全般的に罪を犯しても処罰されないという風潮があり、大半の加害者は起訴されないままである。

3.80 宗教の冒涇/中傷の項で記述した通り、2015~16年に5人のブロガーが殺害された。これは、ブロガーのオンライン活動に対する報復と見られている。別の事件では、バングラデシュにおける唯一のLGBTI雑誌の編集長が2016年4月に殺害された（性的指向及び性同一性を参照）。2016年11月、テレビ・ジャーナリストの2人がダッカにある違法なポリエチレン工場について報道している最中に、ある集団に襲撃された。このうちの1人は灯油を浴びせられたものの、襲撃者が火を放つ前に見物人が介入した。2017年2月、AL職員が北西部にあるシラジガンジ（Sirajganj）管区でALの対立派閥間の衝突を報道していたジャーナリストを銃殺した。2017年11月、大学教授（元ジャーナリスト）がダッカで失踪した。この教授はバングラデシュで民主主義、多元主義及び多文化主義を推進する双方向型オンライン・プラットフォームの創設者であった。

3.81 身体的攻撃及び/又訴訟のリスクがあるため、多くのバングラデシュ人ジャーナリス



トは、特に軍、司法又は宗教に関わる問題など慎重に扱うべきテーマを報道する際、報道内容について自己検閲を実施するようになった。政府職員はこの慣行を奨励した。ブロガーの殺害やブロガーに対する殺害の脅しの波が押し寄せたことで、ブロガーの間での自己検閲のレベルがさらに高まったため、記述を一切止めてしまったブロガーが多く出た。

3.82 軍、司法及び宗教に関わる問題及び市民社会団体 (CSO) の項で概説されている他の慎重な扱いを要する主題に関して報道しようとするジャーナリストは、法的制裁措置、逮捕、脅迫、ハラスメント及び身体的暴力のリスクを回避するため、その報道内容を自己検閲しなくてはという圧力を感じる可能性が高いとDFATは評価している。

## 女性

3.83 憲法第28条第2項により、女性は国家及び一般生活の全ての局面において男性と同じ権利を有すると定められているほか、多くの補足的な憲法条項が性別に基づく差別を禁じている。身の安全、労働力への参加、女兒の強制通学など多くの側面において女性に対して相当な法的保護が与えられている。女性の多くは現在、行政機関、司法部門、警察、軍及び地方自治体で職務に就いている。労働力における女性の参加率は男性と比べて低いままであるが、既製服産業が出現したことで低所得に喘ぐバングラデシュ女性の多くが経済力を身につけるための手段を見出せるようになった（ただし、こうした女性たちは国内で最も脆弱な労働者に属している）。女性は議会で議席の20パーセントを占めている。これまでバングラデシュには現職を含め2人の女性首相が誕生している。しかし、これは、より一般的なバングラデシュ社会における女性の立場を代表するものではない（政治的意見（実際又は帰属）も参照のこと）。

3.84 女性はバングラデシュ社会のあらゆる分野に参加しているものの、長年に亘って定着している社会的、文化的及び宗教的姿勢がその参加の範囲に制限を課している。たとえば、アジア基金 (Asia Foundation) が民主主義に対するバングラデシュ人の姿勢に関して2016年5月に実施した調査で、62パーセントが議会代表者を男性のみとする又はその大半を男性とするべきであると考えていることがわかった。この考えは男性（69パーセント）及び女性（55パーセント）により共有されている。身分法の項で記載した通り、家族（結婚、離婚及び相続を含む）に関する法律は、女性を不利な立場に置きがちである宗教的伝統に由来している。農村地域における宗教的指導者は厳格な道徳律に違反したとして非難された女性に鞭打ち刑その他の超法規的な罰を加えるときもあるが、これらの罰を男性に科すことはない（伝統的/非公式な司法制度（村落裁判所）を参照）。

3.85 法的には禁じられているにもかかわらず、女性に対する強姦、セクシャル・ハラスメントその他の性差に基づく暴力は頻繁に起きている。バングラデシュの著名な人権NGOであるオディカー (Odhikar) は2016年に757件、2017年に783件の強姦事案を文書化した。これらの数値は実際の発生件数を少なめに表している可能性が高い。婚姻内の強姦は犯罪

ではない。米国国務省によると、強姦犯が起訴されるケースは稀で一貫性もないことが罪を犯しても処罰されない風潮を支え、その犯罪に対する法的効果を免れる者の更なる犯罪行為を助長する結果を招いている。NGOの報告によると、強姦及び強姦未遂の高い比率が7~12歳の女兒を巻き込む強姦及び強姦未遂事件が高い比率を占めており、強姦被害者の多くはその後自殺している。

3.86 ドメスティック・バイオレンスは国中に広まっている。2010年のドメスティック・バイオレンス（予防及び保護）法（*Domestic Violence (Prevention and Protection) Act*）は、ドメスティック・バイオレンスを犯罪としている。同法は初犯の場合は懲役6か月、再犯の場合は懲役2年の刑罰が同法に定められている。しかしながら、同法は有効に執行されていない。バングラデシュ統計局（Bangladesh Bureau of Statistics）が2015年に実施した調査によると、既婚女性のおよそ3分の2が一生に少なくとも1度、夫から一つ又は複数の形態の暴力（身体的、性的、経済的、感情的又は支配的行動）を経験しており、54.7パーセントは直近12か月間で暴力を経験していた。パートナーの暴力を経験した女性の大半（72.7パーセント）は、決してその経験を他者に報告しなかった。そのような行動を取らなかった理由としては、社会サービスが利用できなくなってしまう状況、家族の名誉に関する懸念、加害者に対する恐れ、恥又は当惑などが挙げられる。

3.87 政府は人権侵害の届出に関して秘密のヘルプラインを運用しているものの、このサービスに気付いているバングラデシュの女性はほとんどいない。国内NGOは、全国に所在する女性向けの避難所及び法律扶助サービス機関の数はそのニーズに比べて不足したままであると主張している。既存の避難所はプロジェクト資金に大きく依存しており、その持続可能性について疑義が生じている。NGOの報告によると、CHTの遠隔地域に住む土着の女性は特に暴力や性的暴行に晒されやすくなっており、政府サービスを利用できる可能性は国内の他の地域に住む女性よりも低い可能性が高い。

3.88 2009年の高等裁判所指針は、「イヴをからかう」という婉曲的表現で知られているセクシャル・ハラスメントをプライベートや公の場（教育機関及び職場内を含む）で行うことを禁じている。バングラデシュ全国女性弁護士協会（Bangladesh National Women Lawyers' Association）は2016年6月、教育機関内に苦情委員会を設置し、投書箱を置くという要件はほとんど実行されていないとして、同ガイドラインの実施と監視の状況が不十分であると報告した。多くの場合、女兒や女性はハラスメントのために通勤又は通学ができなくなっている。男女とも、人権侵害を訴えた行為を理由に身体的暴行を受けている。オディカーは2017年にストーカー行為を含むセクシャル・ハラスメントの事案を242件文書化した。この数値は実際の発生件数を相当少なめに表している可能性が高い。

3.89 女性に対する暴力も、特にダウリー（結婚持参金）を巡る紛争に関連して頻繁に行われている。オディカーはダウリーに関連して発生した女性に対する暴力事案を2017年に256件報告した。これに対し、2016年は206件であった。昔ほど一般的ではないものの、女性に

対す酸攻撃も依然として特別な問題となっている。大半の酸攻撃は婚姻、家族、土地、財産若しくは金銭を巡る紛争又は女性が結婚申し込みを拒絶する行為に関連していると伝えられている。オディカーは女性に対する酸攻撃事案を2017年に52件報告している。これに対し、2016年は40件であった。

3.90 バングラデシュは児童結婚率が世界で最も高い国の一つである。女兒の52パーセントは18歳未満で結婚し、18パーセントが15歳未満で結婚している。議会は2017年2月、18歳未満の女兒については、「特別な状況」下においてのみ、かつ、その両親と裁判所の許可を得ることを条件として結婚することを認める法律を承認した。この新法は「特別な状況」の中にどのようなケースが含まれるのかを明らかにしておらず、また、そのような結婚を認められる最低年齢も定めていなかった。この新法は、政府が15歳未満での児童結婚を2021年までに終了させ、18歳未満での児童結婚を2041年までに終了させると2014年に誓約したにもかかわらず、制定された。国内人権団体は、この新法により虐待が広く行われ、法定強姦が正当化され、両親は娘にその強姦犯と結婚するよう強制できるようになり、自動結婚の慣行がさらに助長される恐れがあるとして、懸念を表明している。

3.91 バングラデシュ女性の大半は根強い社会的差別と性差に基づく暴力に直面しているとDFATは評価している。長年に亘って定着してきた伝統的価値と男女の性別による役割は引き続き労働力及びコミュニティにおける女性の参加を制限している。

### 性的指向及び性同一性

3.92 刑法 (Penal Code) 第377条 (「自然に反する犯罪」) は、同性愛行為を「自然の摂理に反する性行為」と定義して禁じており、最高で終身刑を科すと定めている。実際に起訴することは稀であるが、人権団体は警察がLGBTI (レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、インターセックス) の人々 (その性的指向の如何を問わず、女性的だとみなされる男性を含む) に嫌がらせを加えるのに第377条を利用していると報告している。この嫌がらせ行為には、逮捕すると脅すことで個人に賄賂を強要するための理由として、また、LGBTI団体の登録を制限するための手段として同条を利用することが含まれる。嫌がらせのレベルと頻度は、被害者の社会経済的地位と地理的位置に大きく左右される。

3.93 男性の同性愛は強い社会的タブーとなったままであるが、レズビアン (同性愛の女性) に対する社会的認識は全般に欠けている。バングラデシュにおけるゲイ (同性愛の男性) とレズビアンの圧倒的多数は、その性的指向を私的な問題 (内証事) にとどめておくことを好んでいる。ゲイやレズビアンに異性間結婚を求める家族及び社会の相当な圧力が存在する。一般に認められる形で同性愛関係を保ちながら実際に生活することは極めて困難であろうとDFATは評価している。

3.94 最近まで、LGBTIの権利と問題に対する公的及び社会的姿勢が改善されていること

を示す一定の証拠があった。国内NGOは、2007年以降ますますオープンな形で行われる文化活動を通じてLGBTIの権利を擁護するキャンペーンを実施できるようになっていると報告した。政府は2009年に提出した普遍的・定期的レビューの中で、国内にLGBは一人もいないと述べたが、2013年4月の同レビューの中ではLGBの存在を認めた。2015年4月のベンガル新年（Bengali New Year）に行われた「レインボー・ラリー」LGBTI権利パレードは注目度が高く、参加者も多かった。

3.95 しかし、2016年以降に起きた出来事を見ると、この傾向は逆行しているように窺える。2016年4月に行われたレインボー・ラリーのフォローアップ・イベントを計画している主催者は殺害の脅迫を多数受けた後、警察が保護を保証しないどころか、主催者メンバーの4人を逮捕したため、このイベントを中止した。同月、イスラム教過激派がバングラデシュで唯一のLGBTI雑誌を創刊したLGBTI活動家のズルハズ・マンナン (Xulhaz Munnan) が友人とアパートにいるところを襲撃し、二人を殺害した。彼らが殺害された事件にコメントした職員は、この殺人をマンナンの活動内容のせいにした。内務大臣 (Minister for Home Affairs) は、マンナンが「自然に反する性行為を支持する文章を書いていた。これは刑事犯罪に相当する」と言明した。この殺人事件は未解決のままである。この二人の殺人事件の後、幾人かのゲイ男性 (活動家及び非活動家) が暴力の脅迫を受けたと報告した。その後、LGBTI活動家は複数の擁護イベントを中止し、その活動を制限した。LGBTI社会に属する一部の人々はフェイスブックに載せた同性愛関係を匂わす写真を削除し、又はそのプロフィール設定を完全に非アクティブにした。また、多数が身を潜めるようになった。この結果、LGBTIの人々向けの擁護・支援ネットワークは著しく弱体化することになった。

3.96 DFATはLGBTIの人々を標的として行われた更なる殺人又は暴力犯罪を認識していないが、人権活動家の報告によると、政府は一般にこの問題に関して同情する姿勢を示していない。マンナンとその友人の殺害はバングラデシュにおいて注目度が最も高い殺人事件であるものの、彼らの一周忌にこの問題を取り上げた新聞は2紙のみであった。1紙はアムネスティ・インターナショナル報告書を再公表し、もう1紙はマンナンが殺害されて以来、その年に彼の家族に接触した政府機関、法執行又は捜査職員は一人もいないと報道した。伝えられるところによると、代表的な英字新聞の編集長は活動家に対し、同性愛に関する記事を公表しないことを求める政府の公式指示書を受領したと語った。

3.97 2017年5月、緊急行動部隊 (RAB : Rapid Action Battalion) (警察を参照) はダッカ郊外のケラニジャン (Keraniganj) で開かれていたパーティーでLGBTIの若者27人を逮捕した。これは近年の歴史においてLGBTIの個人を対象にしたバングラデシュ最大の組織的逮捕となった。RABの代表は逮捕者の中に「20地区からの同性愛者」が含まれており、彼らがゲイ男性であることを明らかにする逮捕者の映像がテレビに流れ、写真が新聞に掲載されたことを確認したが、逮捕者は第377条に基づく罪ではなく、麻薬犯罪で告発された。

活動家たちは、同性愛ではなく麻薬所持を理由に同集団を逮捕、告発し、また、そうするのに正規警察ではなくRABを利用することは、当局がLGBTI 社会に対し、国際的圧力を避けつつもLGBTIの活動を監視しているというメッセージを送ろうとする試みであったことを示唆している。

3.98 DFATは、国家人権委員会（National Human Rights Commission）内にLGBTI代表向けのポストを用意するという提案がなされていることを承知している（国家人権機関を参照）。この提案はLGBTIの権利を擁護する機会をこれまで以上に提供するとともに、この権利の侵害に関与する者に対して効果的な法的措置を講じるためのより明確な手段を提供する可能性がある。しかし、この提案がどの程度進められているのか、又はそのようなポストを設置するまでのスケジュールがどうなっているかは不明である。

3.99 LGBTIの人々は脅迫や攻撃を受けた際に国家の保護を利用できる可能性が低いという点で公的差別に直面するリスクが中程度であるとDFATは評価している。起訴又は訴訟は稀であるものの、嫌がらせ又は強要の手段として第377条の存在を利用することができる。LGBTIであると認識された人々は身体的暴力に直面するリスクが高いとDFATは評価している。

### ヒジュラ (*Hijras*)

3.100 バングラデシュにおけるLGBTIの立場は、インド亜大陸において長年に亘り記録されてきた歴史を持つヒジュラ（男性から女性に性転換した人々）の立場とは対照的であり、これと混同すべきではない。ヒジュラの多くは、明確に定義され、かつ、組織化されたコミュニティで生活している。ヒジュラは、生まれ育った家庭に拒否された又はその家庭から逃走してきた幼い少年を「養子にする」ことで、数世代に亘り自活を続けている。ヒジュラはバングラデシュ社会の中で認められた役割を果たしているものの、依然として社会の隅に追いやられている。ヒジュラが社会の本流となる職に就く機会はほとんど与えられておらず、その多くは強要、式典での実演、物乞い又は売春など非公式な手段を通じて収入を得ている。ヒジュラである家族の一員を親戚が引き取る可能性は低く、その一員は身分に関わる事項を規定するシャリーア条項に基づいて相続権がない（身分法を参照）。ヒジュラは社会及び法執行機関の暴力に晒されやすい。

3.101 2014年1月、政府はヒジュラ向けに第三のジェンダー区分を認めることを発表した。これにより表向きはヒジュラが教育、医療及び住宅サービスを利用する機会が改善された。しかしながら、この発表では、ヒジュラとして認定される者が誰かについて定義が与えられず、また、本人の公的書類上に示される性別マーカーを「男性」から「ヒジュラ」へ合法的に変更するために踏まなければならない手続きが概説されることもなかった。こうしたガイドラインがないため、ヒジュラを正式雇用に取り入れようとする政府の試みが妨げられた。たとえば、2014年12月に選抜され、公務員としての職に就くことになった複数の

ヒジュラは採用プロセスの一環としてプライバシーを侵害するような医学検査を受けさせられた。健康診断を終えた直後に、採用されたヒジュラの氏名が新聞で暴露された。この新聞記事では、彼らが政府の職を得るために詐欺を働いた「正真正銘の男」であり、ヒジュラになりすました偽者であると断じた。ヒジュラの多くは、隣人や一般公衆から嫌がらせを受ける機会が多くなっている他、経済的苦難も深まっていると報告している。

3.102 ヒジュラはバングラデシュ社会において受け入れられる場所をLGBTIの人々よりも多く有しているが、官僚的な不確実性、伝統的価値及び男女の性別による役割が引き続き労働力及びコミュニティにおけるヒジュラの参加を制限しているとDFATは評価している。

#### 4. 補完的形態の保護を求める申請

##### 生命の恣意的な剥奪

##### 超法規的殺害

4.1 国内外の人権団体は、政府治安部隊による超法規的殺害がバングラデシュで頻繁に起きていることで意見が一致している。バングラデシュの著名な人権NGOであるオディカーは、法執行機関が犯した超法規的殺害事案について、2015年に185件、2016年に178件、2017年に154件をそれぞれ報告している。2017年4月、国連人権委員会は警察官、兵士及び緊急行動部隊（RAB）メンバー（警察を参照）による超法規的殺害が高い比率で発生している状況、国家機関による過度の力の行使及び、捜査の未実施及び加害者の説明責任の欠如に関して懸念を表明した。

4.2 米国国務省によると、急襲、逮捕その他の法執行活動を行っている最中に「十字砲火」又は「出会い頭の殺人」と政府が形容した疑わしい死亡が多く発生した。政府職員とメディアは、治安部隊と犯罪ギャング又は過激派との間の撃ち合いを特徴付けるためにこれらの用語を用いている。このような事件の多くにおいて、治安部隊は武器を発見するため又は共謀者を特定するために勾留中の容疑者を深夜に犯罪現場又は隠れ家まで連れて行き、その場で共謀者が警察に発砲した際に容疑者が殺害されたに過ぎないと主張している。一方、人権団体は、法執行部隊が容疑者を勾留し、尋問し、拷問した後、当初の逮捕現場まで容疑者を連行し、そこで処刑し、その死を「十字砲火」戦闘中の合法的な自衛行為のせいにしたと主張している。オディカーは「十字砲火中の殺害」事案について、2015年に148件、2016年に151件、2017年に139件を文書化している。

##### 強制的又は非自発的失踪

4.3 国内外の人権団体は、強制的又は非自発的失踪がバングラデシュで頻繁に起きており、特に野党に関係する個人が標的にされているという点で意見が一致している。2017年2月、

強制的又は非自発的失踪に関する国連作業部会（United Nations Working Group on Enforced or Involuntary Disappearances）（「作業部会」）はバングラデシュ国内で増えつつある強制的失踪の件数を抑制するよう政府に求めるプレスリリースを発表した。同作業部会は法執行機関、民兵組織及び武装勢力が手段として強制的失踪を利用している状況を伝える報告が続いていることに対して懸念を表明するとともに、強制的失踪に関して同作業部会が提起した個別事案に対し、政府が回答又は情報を一切提供しない状況について遺憾の意を示した。また、政府はバングラデシュ訪問に関して同作業部会が招待を求めた（当初は2013年3月に求めた）にもかかわらず、一切回答していない。

4.4 国際人権団体のヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW：Human Rights Watch）は2017年7月付報告書の中で、法執行当局が2013年以降、数十人の野党活動家を含む数百人の身柄を違法に拘束し、秘密の拘置所に勾留したと主張した。家族や目撃者とのインタビューに基づいて作成されたこの報告書により、2016年には少なくとも90人が強制的失踪の被害者となっており、2017年の最初の5か月間で48人が強制的に失踪させられていることが判明している。強制的失踪の被害者の大半は秘密に勾留されてから数週間又は数か月後に出廷したものの、HRW報告書は、被勾留者が拘置されている間に死亡した事案を21件、被勾留者の所在が不明なままとなっている事案を9件記録している。また、同報告書は、強制的に失踪させられた者の多くが秘密に勾留されている間に厳しい拷問や虐待を受けたと訴えている（拷問及び他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰も参照のこと）。オディカーはHRW報告書の調査結果に同意しており、2017年には強制的失踪の事案86件を文書化した。

#### 勾留中の死亡

4.5 2013年の拷問及び勾留中の死亡（の予防）に関する法律（*Torture and Custodial Death (Prevention) Act*）は当局が拷問をすることを禁じている。同法は勾留中の死亡事件が発生した場合、加害者に対して終身刑又はTK100,000（\$A1,600）の罰金刑を科すと定めている。これらの法律条項にもかかわらず、勾留中の死亡は頻繁に発生している。ASKは2015年に勾留中の死亡事案69件（有罪判決を受けた受刑者27人、被勾留者42人）を文書化し、2016年には78件（有罪判決を受けた受刑者32人、被勾留者46人）を文書化した。オディカーは2017年に勾留中の死亡事案59件を文書化した（しかし、有罪判決を受けた受刑者、被勾留者別内訳は示さなかった）。オディカーによると、勾留中の死亡の原因として、警察が再拘留している間に行われた拷問の影響、刑務当局の過失、収監中の治療の剥奪などが挙げられる。

#### 死刑

4.6 バングラデシュの法律は、裁判所が複数の種類の犯罪（殺人、テロリズム、反乱行為、スパイ行為、国家反逆、強姦、誘拐、麻薬密売を含む）に対して死刑を科すことを認めて

いる。処刑は絞首刑による。ただし、高等裁判所は2009年、軍人の場合は銃殺隊が処刑できると判示した。バングラデシュの裁判所は多数の死刑判決を言い渡しており、DFATは少なくとも1,000人が死刑囚として収監されていると理解している。しかしながら、これらの死刑判決が実際に執行されるケースは極めて稀である。バングラデシュは過去10年間（2014年を除く）に亘って毎年死刑を執行してきているが、単一年での最多処刑数は、2016年の10人であった。しかし、バングラデシュは独立以来、女性を処刑したことは一度もなく、また、2013年の児童法（*Children's Act*）第51条は罪を犯した時点で16歳未満であった者の処刑を禁じている。バングラデシュは2017年に少なくとも5人を処刑しているが直近は2017年11月16日に行われている。また、バングラデシュは国際刑事裁判所（ICT）に基づく複数の有罪判決事案に死刑を適用している（国際刑事裁判所（ICT）を参照）。

### 拷問及び他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰

4.7 人権の枠組みの項で記述した通り、バングラデシュは1984年の拷問及び他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（*Convention Against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment*）の締約国である。憲法第35条第5項は拷問及び他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける刑罰を禁じているが、2013年の拷問及び勾留中の死亡（の予防）に関する法律は、バングラデシュ当局が拷問を用いて自白を引き出してはならず、拷問を終身刑が科される犯罪行為とすると明記している。

4.8 このような法律的保護があるにもかかわらず、国内外のNGOは法執行機関が尋問又は刑罰の手段として日常的に身体的及び精神的拷問を利用していると報告している。オディカーによると、拷問はあまりに深く根付いており、一度逮捕されれば、拷問されることになるという一般的な想定がある。他の人権団体は、拷問すれば公衆の広い注目を浴びるのではないかという懸念など拷問を回避できる例外的な理由がない限り、被勾留者は確実に拷問を受けることになるかと報告している。拷問に晒されているバングラデシュ人の正確な人数は不明であるが、固く見積もって数千人と言われている。身体的拷問の手法には、過酷な殴打、天井からの吊るし、性的暴行及び電気ショックが含まれる。2016年、HRWは拷問の手法として意図的に被勾留者の膝又は脚を撃つ「膝の狙い撃ち」を用いる傾向があることを文書化した。オディカーは、2017年に12人の被勾留者が勾留されている間に拷問を受けて死亡したと報告した。

4.9 法律には、再拘留として知られるもので容疑者を尋問のために勾留することを治安判事に認める条項が含まれている。この勾留期間中であれば、弁護士が同席しない状況で容疑者を尋問することができる。人権団体は、拷問の多くのケースが再拘留中に起きると訴えている。拷問を理由として警察その他の治安機関が訴追されることは稀である。2015年3月、人権に関する国連作業部会は、法執行職員が2013年法の廃止を求めたという報告及び



法執行職員は拷問の訴えに関する訴追から保護されているという報告があったことについて懸念を表明した。

4.10 バングラデシュの法執行機関は尋問又は処罰の手段として日常的に拷問を利用しているという訴えを極めて信憑性が極めて高いものとDFATは評価している。

### 恣意的な逮捕及び勾留

4.11 憲法第33条（第1項及び第2項）は、恣意的な逮捕と勾留を禁じている。憲法には、逮捕され、勾留される者は逮捕理由について知らされ、弁護士と相談することを認められ、逮捕後24時間以内に治安判事の前に出頭し、治安判事の承認を得なければ24時間を経過して勾留されることがないと定められている。憲法第3節及び第4節には、上記保護規定が敵国人又は予防的勾留を定めるいずれかの法律に基づき逮捕又は勾留された者に適用されない旨が定められている。1974年の特別権限法 (*Special Powers Act*) 及び2009年の反テロリズム法 (*Counter-Terrorism Act*) に加え、刑法の様々な条項が逮捕状なしで人々を勾留する権利を当局に認めている。

4.12 米国国務省の「2016年人権報告書：バングラデシュ」には、恣意的な逮捕に係る多数の事案（しばしば政治的示威行為又はテロ活動への治安部隊の対応の一部に関係している場合が多い）が記録されている。また、政府は特定の起訴事由がないまま、時には他の容疑者に関する情報を収集しようとして人々を勾留した。警察は2016年6月のイド・アル=フィトル（ラマダンの終了を祝う大祭）を迎える前に行った大量逮捕キャンペーンでおよそ14,000人（BNP活動家とされる2,000人を含む）を逮捕した。人権団体や他の監視機関は逮捕された者からの賄賂や保釈金を通じて資金を調達するため、また、野党グループのメンバーを威嚇するために逮捕キャンペーンを利用したと主張した。

### 体刑

4.13 体刑は年少者を含む男性が犯した罪に対する刑罰として、複数の植民地時代及び又は独立前の法律に基づき、依然として合法である。1898年の刑事訴訟法 (*Code of Criminal Procedure*)、1909年の鞭打ち法 (*Whipping Act*)、1933年の不道徳売買抑圧法

(*Suppression of Immoral Traffic Act*) 及び1966年の野営純正食品法 (*Cantonments Pure Food Act*) は全て、16歳未満の年少犯罪者に対して鞭打ち刑を科すことを定めている。1909年の鉄道法 (*Railways Act*) は12歳未満の少年に対して鞭打ち刑を科すことを認めている。

4.14 最高裁判所は2011年、学校での体罰は拷問及び他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰を禁じる憲法条項（第35条第5項）に違反するとして違法であると判示した。この規則を実施するための法律は未だに制定されておらず、学校での体罰は依然として普通に行われている。2013年の児童法は体罰を禁じておらず、法執行機関は刑法及び2010年のドメスティック・バイオレンス法 (*Domestic Violence Act*) の暴力及び

虐待禁止規定を育児における体罰を禁じる規定と解釈していない。

## 5. その他の検討事項

### 国家の保護

5.1 バングラデシュでは、政治的な介入と汚職により、法の原則が制約を受けている。最高裁判所やNHRC、バングラデシュ選挙委員会 (Bangladesh Election Commission) 及び全国法律扶助協会 (National Legal Aid Organisation) など憲法に基づき委任を受けた複数の機関は引き続き市民の基本権を執行するために努力しているものの、財源不足や政治的サポートの欠如により、その取り組みが妨げられている。軍、警察及び下級裁判所を含むその他の国家保護機関も極度に政治化しており、汚職に晒されやすくなっている。人権侵害の被害者は、加害者が国家機関に属している場合、有効な救済措置を受けるための法的手段をほとんど有していないとDFATは評価している。

### 軍

5.2 軍に関する事項は憲法第4章に規定されている。第61条は軍の統帥権を大統領に与え、第62条は国防軍の組織化と維持及びその参謀総長の任命に関する権限を議会に与え、第63条では、戦争を宣言するためには議会の承認が必要であると謳っている。防衛大臣 (Minister of Defence) (現在は首相が就任) は国防政策に責任を負う。1952年のバングラデシュ軍法 (*Bangladesh Army Act*) は強制的な兵役が導入される可能性があることを定めているが、バングラデシュはこれまで徴兵制を実施したことが一度もない。バングラデシュ軍は、陸軍、海軍及び空軍で構成されている。陸軍はおよそ20万人、海軍はおよそ2万7千人、空軍はおよそ2万人をそれぞれ擁している。軍は1980年代以降、国連平和維持活動に大きく貢献してきている。

5.3 軍は独立以来、複数回に亘って政治に介入してきている (近年の歴史を参照)。2012年にクーデターが未遂に終わった後、ALは政府軍の批評家、野党支持者及びパキスタン軍と密接な接触を保っている職員を追放したと伝えられている。また、政府は給与を増やし、より多くの上級職を創出し、貴重な土地を幹部職員に割当て、CHT に対する支配権の統合を軍に認めたとも伝えられている (先住民族—チッタゴン丘陵地帯 (CHT)を参照)。バングラデシュ軍は政治色が極めて濃い組織であるとDFATは評価している。

### 警察

5.4 バングラデシュ警察 (「警察」) は国内における主要な法執行機関であり、国内の法と秩序を維持する上で根本的かつ重要な役割を果たしている。内務大臣がバングラデシュ警察に対する管理責任を負っている。警察はおよそ19万5千人の職員を擁している。これら

の職員はRAB、刑事犯罪局（Criminal Investigation Department）、特別支部（Special Branch）、武装警察大隊（Armed Police Battalion）及び首都警察（Metropolitan Police）など複数の専門機関に配属されている。

5.5 プロ意識は警察職員によってばらつきがある。上級職員は比較的良く訓練され、給料も高く、官僚機構内で重要な地位を占めている一方、下級職員は給料が低く、技能は未熟で心構えに欠けている場合が多い。警察官の中には、給料が低いため、公衆に賄賂を要求することでその所得を補填しようとする者もいる（汚職も参照のこと）。米国国務省は2016年、公衆は警察や治安機関を信頼していないため、多くのバングラデシュ人は支援を求めたり又は刑事事件を届出ようとしてこれらの機関に出向くことがなかったと報告している。

5.6 政治的及び官僚的干渉は警察が効率性を維持する上で大きな妨げとなっている。AL、BNP政権とも反対派勢力を弱体化させるために警察を利用しており、また多くの政治家が自らの個人的利益を増やすために警察を利用した。人権団体は警察が過度の力を継続的に行使している状況について、また、警察の行動については全般的に刑事免責の文化がある状況について懸念を表明している。警察の不法行為に関する捜査は、組織内部にとどまり、一般に透明性又は信憑性人欠ける。大半のバングラデシュ人、特に野党と繋がりがある人々は警察との関わり合いを避けようとするだろうとDFATは評価している。

## 司法

5.7 憲法第6編（第94条～第117条）はバングラデシュの司法部門について概説しているが、第22条は国家に対して司法部門と行政部門の分離を確保することを求めている。司法部門は英国の制度をモデルとしており、最高裁判所、下級裁判所及び審判所で構成されている。最高裁判所（Supreme Court）は上訴部門（Appellate Division）と高等裁判所部門（High Court Division）で構成されている。上訴部門は高等裁判所の決定に対する上告を審理する。控訴部門は、必要であれば議会で優先して法律の新たな改正又は増補を起草する権限を有する。高等裁判所は全ての下級裁判所及び審判所に対して権限を有する。下級裁判所はバングラデシュ司法制度の背骨を形成し、刑事裁判所と民事裁判所で構成される。審判所には、所得税審判所、行政審判所及び公安審判所が含まれる（が、これらに限定されない）。

5.8 裁判所制度は深刻なレベルの未処理事案を抱えている。フリーダムハウスの報告によると、2016年12月現在で310万件にも及ぶ懸案事件がある。一部の事案の場合、公判前勾留期間が訴えられている犯罪に対して課せられる最大懲役期間と同じか又はそれを上回っている。米国国務省によると、公判前勾留期間の延長が認められていることで、証人への干渉、被害者の威嚇及び証拠の紛失を理由に被告人の多くは公正な裁判を受けることが事実上できなくなっている。汚職と政治化も重大な問題である。人権オブザーバーの報告によると、多くの場合、治安判事、弁護士及び裁判所職員は被告人に賄賂を要求し、又は政治的後援者のネットワークの影響を受けて又はそのネットワークに対する忠誠心に基づい

て判決を下した。その他の場合、政府に不利な判決を下した判事は他の管轄区域へ移動させられるリスクを負った。

5.9 全国法律扶助協会 (National Legal Aid Organisation) は、その他の形態の法的代理人を雇う余裕がない人々に法的サービスを無料で提供している。国内NGOによると、*法律扶助法 (Legal Aid Law)* (2000年、その後2002年に改正) が可決されて以来、国家が支援する法的扶助事案の件数が着実に増えてきている。一部のNGOは (ドナーが資金拠出する) 法律扶助制度を運営しており、政府が提供するサービスを補完している。NGOが法律扶助する事案の大半は家族間紛争に関するものである。

5.10 法律は司法の独立性を規定しているものの、行政部門に下級裁判所の判事の任命、司法当局の報酬及び人事に関する権限を付与している憲法条項が司法部門の完全な独立性を損なわせている。2017年8月、高等裁判所は議会に高等裁判所の判事を弾劾する権限を与えた2014年改正憲法は違憲であると判示した。裁判長はこの判決を下すに当たってこの改正憲法を導入する際の政府の行動を厳しく批判し、「極めて偏狭な考え」であると形容した。これに対応し、政府は公然とこの判決を非難し、裁判長のコメントを首相とその父親に対する攻撃と解釈し、裁判長の辞任を要求した。2017年10月、政府は裁判長が健康上の理由で辞任を申請したこと、また、裁判長が汚職とマネーロンダリングを含む11件の訴因に基づく刑事訴訟に直面していることを発表した。その後、裁判長は2017年11月11日に辞表を提出した。

5.11 能力の問題、汚職及び政治化が有効な裁判を開く司法部門の能力を弱体化させているとDFATは評価している。

## 国際刑事審判所 (ICT)

5.12 1973年、新たに独立したバングラデシュ政府は*国際刑事 (審判所) 法 (International Crimes (Tribunals) Act)* (1973年ICT法) を可決し、集団虐殺、人道的犯罪、戦争犯罪その他1971年に遵守を誓約した国際法に基づく犯罪に関与した者を捜査し、訴追することを承認した。しかし、戦争犯罪で有罪判決を受けた者の死刑を求める一連の公衆デモが行われたため、国際刑事審判所 (ICT) は2010年になって初めて設置された。ICTは3人の判事から成る裁判所、7人から成る捜査機関及び12人から成る起訴チームで構成される。ICTは現在まで42人を訴追してきた。このうち、24人 (うち5人は本人不在のまま) 死刑を宣告され、18人は終身刑を言い渡されている。有罪判決を受けた者のうち、6人 (5人はJI、1人はBNPに所属) は既に処刑されている (死刑も参照のこと)。また、2人は収監中に死亡した。

5.13 地元の連絡担当者によると、1971年内戦中に犯した残虐行為に対して集合的記憶があるため、ICTはバングラデシュで公衆の幅広い支持を享受している。しかしながら、国内外の人権団体は、公判手続きが国際的に公正な裁判基準に従っていないことに対し、一貫

して懸念を提起してきた。HRWは、不適切に適用された証拠規則、 弁護人側の証人と文書の数に対する恣意的な制限及び弁護人に対する嫌がらせに関する事案を文書化した。ある事案の場合、被告人は部下を扇動して虐待を犯させたと判断されたが、部下が証言することもなければ、虐待を犯した部下を特定することもできなかった。別の被告人はアリバイを成立させるために証人の証言書を提出することを許可されなかった。JIは、政治的バイアスがかかっているとしてICTを厳しく非難しこれは「JIを指導者なき政党にするための政府の謀略」だと断言した。ICT手続きは国際的に公正な裁判基準に至っていないという人権団体の評価にDFAT は同意する。

## 拘留及び刑務所

5.14 (内務省内にある) 刑務局 (Department of Prisons) は、バングラデシュの68の刑務所を管理している。世界刑務所概要 (World Prison Brief) によると、バングラデシュにおける刑務所服役者の総人口は2016年10月現在で78,578人となっており、国の公式収容可能人数の2倍以上になっている。刑務所服役者数のおよそ4分の3は公判前被勾留者であり、また、96.6パーセントが男性であった。

5.15 人権団体は、バングラデシュの刑務所の生活及び衛生状態は極めて劣悪であるという見方に同意している。厳しい過密状態は普通であり、受刑者の多くは交代で眠ることを余儀なくされている。年少者の受刑者はしばしば、成人と一緒に収監された。刑務所は、十分な明かり、空気、品性及びプライバシーに関して国際的な最低基準を満たしておらず、十分なトイレ施設もない。米国国務省の2016年人権報告書 (Human Rights Report) によると、受刑者は食物、入浴及びトイレの利用 眠る場所、その他のサービスのために法外な料金 (1か月当たりおよそ380米ドル) を支払わなければならない、また、当局は家族との面会の際に追加の料金を課したと報告した。受刑者が苦情を申し立てるための確立したメカニズム (仕組み) 又は機関は一切ない。

5.16 独立した機関が刑務所を監視することには限界がある。政府が任命し、各刑務所区域内に設置されており、著名な民間人で構成される政府任命の委員会は、毎月刑務所を監視しているが、その監視結果を公表していない。このため、同委員会が厳格で信頼できるかどうか、また、同委員会の検証手続きが効果的であるかどうかを評価することができない。米国国務省によると、政府は2016年に赤十字国際委員会 (International Committee of the Red Cross) とバングラデシュ赤新月社 (Bangladesh Red Crescent Society) が刑務所を視察するのを認めた。

## 伝統的/非公式な裁判メカニズム (村落裁判所)

5.17 現在、バングラデシュ全域に亘って1,000に及ぶ村落裁判所が活発に運営されている。1976年の村落裁判所法 (Village Court Act) に基づき村落裁判所が運営されており、バン

グラデシュ市民の相当な割合に司法へのアクセスを提供する上で極めて重要な役割を果たしている。バングラデシュにおける紛争の70パーセント以上は、公式裁判制度の枠外で解決されている。これらの準司法的な村落裁判所は、土地紛争、家族内紛争、貸金の事案など軽微な事件を扱う。村落裁判所の判決は、地区レベルの民事裁判所で控訴することができるが、判決は一般に尊重されるとDFATは理解している。村落裁判所は、幅広い伝統的規則を適用し、しばしば伝統的な宗教法の影響を大きく受ける。身分の問題に関する村落裁判所の決定は、女性に偏見を抱くようなものになる傾向がある（身分法を参照）。NGOは、厳格な道德規範に違反したとして非難された女性に宗教指導者が鞭打ちの刑やその他の超法規的刑罰を科した複数の事例を報告してきた（女性を参照）。

## 国内移住

5.18 憲法第36条は市民に対し、バングラデシュ全域を自由に移動する権利、バングラデシュの任意の地に居住し、定住する権利、及びバングラデシュを出国し、再入国する権利を保証している。バングラデシュ国内の移動に対する法的障害は一切なく、バングラデシュ人は様々な理由で国内移住することができ、実際に国内移住している。ダッカやチッタゴンなど主要な都市は、より大きな雇用機会を提供している。家族又は他の支援ネットワークの助けを借りることができない女性は、特に貧しく、独身で、及び又は性差に基づく暴力に苦しんできた場合、国内移住する際に男性よりも大きな困難に直面する可能性が高いとDFATは評価している。

5.19 先住民 - チッタゴン丘陵地帯 (CHT) で記述した通り、CHTは重武装化された地域である。CHTの大半の地域にアクセスすることは制限されており、軍の検問所は地元住民がCHT内を自由に移動するのを禁じている。国内NGOの報告によると、先住民の多くはCHTを離れ、国内の他の地域で生活している。

## 帰還者の取扱い

### 出入国手続き

5.20 入国・パスポート管理局 (Department of Immigration and Passports) は入国時の検査を行い、有罪判決を受けた犯罪者及び治安部隊や情報機関から指名手配されている人物が載ったリストを維持している。同局はパスポートを発行すべきかどうかを判断するためにこのリストを通常利用するが、人々が出国するのを禁止するためにもこのリストを使う場合がある。当局は、戦争犯罪、不道徳な行為又は密輸で有罪判決を受けた者が刑事訴訟手続きを逃れるために出国すると疑われている場合、又は「バングラデシュ国外でバングラデシュの主権、完全性又は安全保障にとって有害な活動に従事する可能性が高い」場合、又はそのような者たちにパスポートを発行することが公益に反すると考えられる場合、そのような者にパスポートを発行することを拒否することができる。DFATは、当局がBNPの最高幹部と一般メンバーの出国を禁止した事案を認識している。

5.21 1982年の海外移住条例法 (*Emigration Ordinance Act*) は、同法に定める手続きに従う場合を除き、バングラデシュを出国する行為を犯罪としている。バングラデシュ人は、バングラデシュを出国するために有効なパスポートとビザ (目的国による) を必要とする。当局は、年少者 (12歳未満の児童) が渡航するのを認める条件として、両親が同意することを求めている。パスポートを所有している又はその氏名が後見人又は親のパスポートに載っている年少者は、片親と渡航することができる。

## 帰還者の状況

5.22 バングラデシュは自発的帰還者、非自発的帰還者とも受入れている。バングラデシュ当局は一般に、帰還を認め、渡航文書を発行する前に、コミュニティレベルの警察がケースバイケースで帰還者の身元とバングラデシュ市民権を検証するための検査を行うよう主張してきた。このプロセスによって、多数の人々が帰還を待っているという状況下、バングラデシュ人の帰還が遅延するということがあった。国際移住機関 (*International Organisation for Migration*) は、自発的帰国・本国送還支援プログラム (*Assisted Voluntary Returns and Repatriation program*) で、送還国及びバングラデシュ政府と連携してバングラデシュ人の帰還者を支援している。DFATは、同じ考えを持つ国々から近年帰還した人々が当局その他から否定的な注目を集めたことを示唆する証拠を一切有していない。

5.23 申請が認められなかった庇護希望者を含め、大半の帰還者は自発的に又は非自発的に帰還したかを問わず、否定的な注目に晒される可能性は低いとDFATは評価している。当局は、バングラデシュ国外で政治活動に従事していた注目度の高い人物 (不在のまま戦争犯罪で有罪判決を下された者を含む) に興味を抱く可能性がある。

## 文書

### 出生証明書

5.24 2004年の出生・死亡登録法 (*Births and Deaths Registration Act*) に基づき、バングラデシュで出生した者は誰であっても出生登録をしなければならない。両親は、新生児を出生後45日以内に登録しなければならず、出生後2年以内に登録しない場合は刑罰が科される。バングラデシュ人は、入学手続き、パスポート、有権者登録、政府又は非政府機関での雇用、及び結婚の登録のために出生証明書を必要とする。サービス提供者の全てが同法に基づき義務付けられる出生証明書を日常的に要求しているわけではないとDFATは理解している。2001年以降、出生登録情報電子システム (*BRIS : Birth Registration Information System*) は、全ての出生を一元的に記録してきた。バングラデシュ市民は今でも (原出生証明書を紛失した又はこれまで一度も保有したことがない場合) 裏付け資料なしで出生証明書を申請することができ、また、出生証明書に関しては偽造文書が高い比率で出回っているとDFATは理解している。

## 国民IDカード (NIC)

5.25 2010年の国民身元登録法 (*National Identity Registration Act*) に基づき、18歳超の市民は誰でも、国民IDカード (NIC : National Identity Card) を取得するために Bangladesh Election Commission (BEC : Bangladesh Election Commission) に登録しなければならない。NICは15年間有効であり、様々な取引 (投票、パスポート取得、財産その他の資産の購入を含む) を完結させるために必要である。申請者はNICを取得するため、有権者名簿における本人の連続番号、詳細な個人情報 (両親の氏名、出生日及び居住地住所)、親指指紋、顔写真及び署名を提供しなければならない。BECはこれらの詳細情報を申請者の有権者名簿情報と照合する。申請者は、運転免許証や公共料金請求書など様々な公的書類を使って居住を証明することができる。国民IDカード所有者は、転居した場合、その居住地住所を更新することを義務付けられていない。

5.26 2016年10月、BECは32種類の市民情報が保存されたマイクロチップが埋め込まれ、25のセキュリティ機能を備えた機械可読なスマートNICを導入することを発表した。スマートNICの目的は、これまで横行していた偽造を防止することであった。BECは現在、全国にスマートNICを配布するプロセスを進めているところである。

## パスポート

5.27 パスポートを申請する成人は、有効なNIC又は17桁の出生登録番号が記された出生登録証明書を有していなければならない。申請者は申請書を提出する前、パスポート事務所に生体認証データ (指紋と顔写真) を提供しなければならない。地元の警察官は、申請書が提出される前に申請者の身元を検証しなければならない。申請者は、その出生日を本人自らが申告することで又はBRISシステムを通じて出生登録番号を得ることができる。政府は機械可読なパスポートを導入し、2010年にパスポート・データベースを構築しているものの、パスポートに関しては今もなお偽造文書が極めて広く出回っているとDFATは理解している。

## ロヒンギャの文書

5.28 1990年代に Bangladesh へ到着し、又は難民として登録したおよそ33,000人のロヒンギャは、UNHCR身分証明書、出生証明書、家庭の第1受益者及び第2受益者を記載している国連世界食糧計画 (World Food Programme) の食糧カードなど幾つかの形態の身分証明書を所有している。また、政府は Bangladesh で登録されている全てのロヒンギャの詳細情報を記載した「ロヒンギャ家族簿 (Rohingya Family Book)」を維持していると伝えられている。

5.29 政府は、2016年6月に未登録ロヒンギャを対象にした自発的国勢調査を実施した。2016年11月、当局は国勢調査の範囲を拡大し、近年入国した多数のロヒンギャを含めるこ



とにした。この国勢調査に参加するロヒンギャは、ラミネート加工された生体認証式IDカードを受け取ったとDFATは理解している。当局は、2017年8月25日以降にバングラデシュへ到着した60万人以上のロヒンギャを登録するための大規模プロジェクトを実施し、現在は同様のラミネート加工された生体認証式IDカードをロヒンギャに発行する過程にあると伝えられている。また、バングラデシュは、ミャンマー当局と締結した協定に沿って、家族単位に代わって提出された新たな証明書式の処理をすぐに開始する予定である。この過程では、参加者に本人の国籍を特定する又は身分証明書を提出することを義務付けていない。